

# ご意見を募集します

募集する案件は、次のとおりです。

広く市民の皆様からのご意見を募集し、参考にしたいと考えますので、多くのご意見をお寄せください。

## 「美唄市子ども・子育て支援事業計画の策定について」(素案)

この計画は「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月まで延長となったことから、これまでの次世代育成支援美唄市行動計画を継承し、市の総合的な子ども・子育て支援事業計画とし、その計画期間を平成27年度から平成31年度までの5年間といたします。

本計画について次のとおりまとめましたので、広く市民の皆様からのご意見を募集いたします。

**【計画素案、関係資料は別紙のとおりです】**

### ■ 意見募集期間

平成27年1月14日（水）～平成27年2月13日（金）

### ■ 意見提出者の範囲

市内にお住まいの方、市内に勤務する方、市内の学校に在学する方、市内で事業を営む方、市内で活動する団体、納税義務を有する方、本案件に利害関係がある方。

### ■ 意見の提出先及び問合せ

〒072-0026 美唄市西3条南2丁目4番1号

こども未来課こども未来グループ(美唄市子育て支援センター内)

電話 0126-62-3147 FAX 0126-62-1088

電子メール kodomo@city.bibai.lg.jp

### ■ 意見の提出方法

所定の用紙に住所、氏名、連絡先を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

◎持参、郵送、ファックス、電子メール

### ■ 意見の検討結果の公表

意見の検討結果は、平成27年3月中旬までに公表する予定です。

### ■ 本計画素案と意見提出用紙の配置場所

子育て支援センター、市役所1階総合相談窓口、市民ふれあいサロン（コアビバイ内）  
市民会館、図書館、総合体育館、保健センター、認定こども園、公立保育所、へき地保育所ほか、  
市のホームページ(<http://www.city.bibai.hokkaido.jp>)にも掲載しています。

### ■ パブリック・コメント手続実施責任者

こども未来課長 平野 由紀子

# 新びばいっこすくすくプラン (美唄市子ども・子育て支援事業計画) (素案概要版)



平成 27 年 3 月  
美唄市

## ◆第1章 計画策定にあたって

### 1 策定の背景と趣旨

- 急速な少子化高齢化の進行 ⇒ 人口構造のアンバランス
- ・労働人口の減少・社会保険負担の増加・地域活力の低下等



### 《これまでの取り組み》

- 次世代育成支援対策推進法（次世代育成支援行動計画策定）



### 《新たな取り組み》

- 子ども・子育て関連 3 法公布（子ども・子育て新制度導入）

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓

### 新制度のねらい

- ・質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供  
(認定こども園の推進)
- ・保育の量的拡大・確保  
(待機児童問題の解消)
- ・地域子ども・子育て支援の充実  
(病児病後児保育、一時保育、利用者支援等)

### 2 計画の位置付け

- ・子ども・子育て支援法第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画であり子どもの幸せを第一に考え、子どもの良質な成育環境を保障し、地域社会全体で、子育てを支援していくことを目的とします。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画「次世代育成支援美唄市行動計画（びばいっこすくすくプラン）」についてもその基本的な考え方を継承しながら、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健、医療、福祉、教育等の様な分野にわたり総合的な支援計画とします。

### 3 計画期間

平成 27 年度～平成 31 年度 5 年間とします。

## ◆第2章 美唄市の子どもを取り巻く現状

- 1 出生の動向
- 2 人口・世帯の動向
- 3 地域ごとの子育て人口について
- 4 保育サービスの状況等
- 5 母子保健事業の状況
- 6 教育施設の状況
- 7 子育て施設関連の施設マップなど

## ◆第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本方針

本計画では、これまで次世代育成支援美唄市行動計画で目指してきた方向性を継承し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施を図り、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を図ることとします。

### 2 基本理念（案）

#### 「子どもの笑顔はみんなの宝 応援しよう！！びばいっこ家族」

本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、美唄市が目指すべき基本理念を掲げます。

### 3 事業計画の基本目標と施策

#### ○ 3つの目標

- ① 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり
- ② 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり
- ③ 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

## ◆第4章 基本施策と今後の取り組み

#### ○ 1.1 の基本施策（目標達成のための基本施策です）

①-1 教育・保育の提供区域の設定	②-3 障がい児施策の充実
①-2 教育・保育サービスの充実	②-4 食育の推進
①-3 地域子ども・子育て支援事業の充実	③-1 子育て支援ネットワークづくり
①-4 児童の健全育成	③-2 児童虐待防止対策
②-1 子どもと母親の健康・医療の充実	③-3 子どもの安全の確保
②-2 子育てに配慮した環境の充実	-----

## ◆第5章 子ども・子育て施策の展開

子ども・子育て支援法に定める市町村事業計画策定については、計画の必須記載事項により教育・保育の潜在の需要見込み量、確保方策を示すこととされています。

### 1 計画の必須記載事項

- 1) ※教育・保育の提供区域の設定  
本市の教育・保育の提供区域は全市を1区域と考え、教育・保育の充足を図ることとします。
- 2) 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保内容とその実施時期
- 3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業計画の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育保育の推進に関する体制の確保の内容

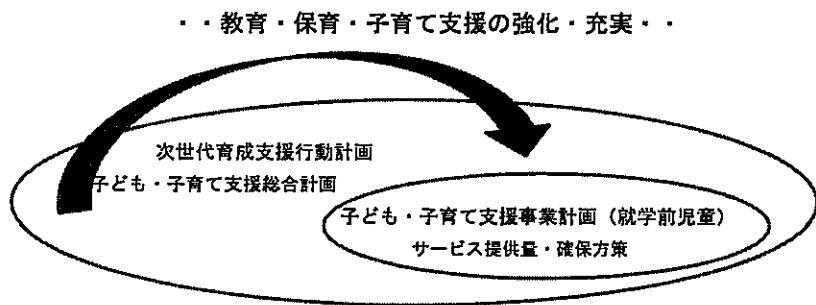
### 2 保育の必要性の認定について

保育所の入所については、従来、市の保育の実施基準により保育所への入所決定を行ってきましたが、新制度では、3つの認定（保育の事由、保育時間、優先利用）によって市町村認定の申込みを行い、保育の必要性の認定を行うこととなります。

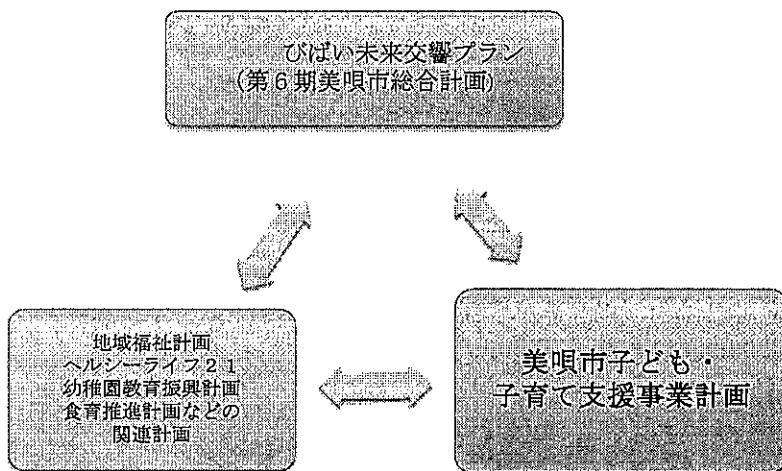
## ◆第6章 計画の推進について

- 1 本計画の着実な推進のためには、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要がありますが、行政内部での情報の共有化、連携をしていくことが必要となります。

◆「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の関係



◆びばい未来交響プラン（第6期美唄市総合計画）を上位計画とする



# 新ひばいっこすくすくプラン (美唄市子ども・子育て支援事業計画) (素案)



平成27年3月  
美唄市

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
(1) 策定の背景及び目的	1
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画期間	5
(4) 計画の対象	5
第2章 美唄市の現状	6
1. 出生の動向	6
2. 人口・世帯の動向	6
(1) 人口の推移	6
(2) 世帯数の推移	8
(3) 地域毎の子育て人口について	9
3. 産業・雇用の状況	11
4. 保育サービスの状況	12
(1) 保育所の状況	12
(2) 子育て支援センターの状況	17
5. 母子保健事業の状況	19
6. 教育施設の状況	22
(1) 小学校・中学校・高等学校の状況	22
(2) 養護学校の状況	23
(3) 幼稚園（公私）の状況	23
(4) 放課後児童施設の状況	24
(5) 児童館の状況	25
(6) 図書館の利用状況	25
7. 子育て支援関連の施設マップ	27
8. 配偶関係	29
9. 美唄市まちづくり市民アンケート調査結果	31
第3章 計画の基本的な考え方	33
1. 計画の基本方針	33
2. 基本理念（案）	34
3. 基本目標	34
4. 計画の基本施策	35

第4章 基本施策と今後の取り組み .....	36
1. 【基本目標】「① 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり」.....	36
1. 基本目標 ① 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり .....	36
(1) 【基本施策】「①-1 教育・保育の提供区域の設定」.....	36
(2) 【基本施策】「①-2 教育・保育サービスの充実」.....	37
(3) 【基本施策】「①-3 地域子ども・子育て支援事業の充実」.....	38
(4) 【基本施策】「①-4 児童の健全育成」 .....	38
2. 【基本目標】「② 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり」 .....	39
2. 基本目標 ② 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり.....	39
(1) 【基本施策】「②-1 子どもや母親の健康・医療の充実」.....	39
(2) 【基本施策】「②-2 子育てに配慮した環境の充実」.....	40
(3) 【基本施策】「②-3 障がい児施策の充実」 .....	41
(4) 【基本施策】「②-4 食育の推進」 .....	42
3. 【基本目標】「③ 子ども・子育てを地域で応援する環境づくり」 .....	43
3. 基本目標 ③ 子ども・子育てを地域で応援する環境づくり.....	43
(1) 【基本施策】「③-1 子育て支援ネットワーク作り」.....	43
(2) 【基本施策】「③-2 児童虐待防止対策の充実」 .....	44
(3) 【基本施策】「③-3 子どもの安全な環境の確保」.....	44
第5章 子ども・子育て支援施策の展開 .....	45
1. 地域子ども・子育て支援事業 .....	45
2. 保育の必要性の認定について .....	46
3. 施設型給付 .....	47
4. 地域型保育給付 .....	49
5. 地域子ども・子育て支援事業 .....	50
6. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策 .....	60
(1) 認定こども園の普及について .....	60
(2) 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進 .....	60
(3) 幼稚園、保育所、小学校等の連携の推進 .....	60
第6章 計画の推進について .....	61
1. 地域・家庭・行政の協働による推進 .....	61
2. 事業計画の周知方法 .....	61
3. 計画の進捗状況の公表 .....	61



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の背景と目的

#### (1) 策定の背景及び目的

近年急速に少子高齢化が進行しており、地方においても少子化対策が急務となっております。

国はこれまで「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき、様々な少子化対策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、待機児童問題や近年の家族構成の変化、地域のつながりの希薄化など子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

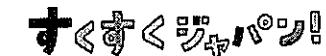
また、待機児童の解消が求められており、女性の子育て環境を整備し仕事と家庭の両立が容易にでき、安心して働くことができる環境を整備することが求められています。

このような状況の中で、平成24年8月公布された「子ども・子育て関連3法」に基づく新たな制度「子ども・子育て支援新制度」により、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援の総合的な提供、保育の量的拡大・確保などの充実を目指す「子ども・子育て支援事業計画」の策定が市町村に義務づけられました。

本市におましてもこれまで「次世代育成支援美唄市行動計画（通称 ひばいっこすくすくプラン）」を策定し、「みんなで支え 楽しい子育て」を基本理念として地域で安心して子育てができ、また、これから社会を担っていく子ども達が健やかに成長できるよう様々な事業を推進してきました。

しかし、本市においても子どもの数が減少しており、小学校の統廃合や幼稚園、保育所の閉園など美唄の子ども達を取り巻く環境の変化が今後も予想されるところです。

これらの動向を受け、「美唄市次世代育成支援美唄市行動計画」を引き継ぎ、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととして平成27年4月から31年までの5か年を計画期間とした「新ひばいっこすくすくプラン（美唄市子ども・子育て支援事業計画）」を策定します。



## 【 子ども・子育て関連3法と新制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

### 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図る。

### 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育、保育の充実を図る。

### 地域の子ども・子育て支援の充実

- ・子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるよう、子ども・子育ての充実を図る。



# すぐすぐジャパン!

## (2) 計画の位置づけ

### a) 子ども・子育て支援法に基づく計画

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て事業計画」と位置付けます。

#### 子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て事業計画」という。）を定めるものとする。

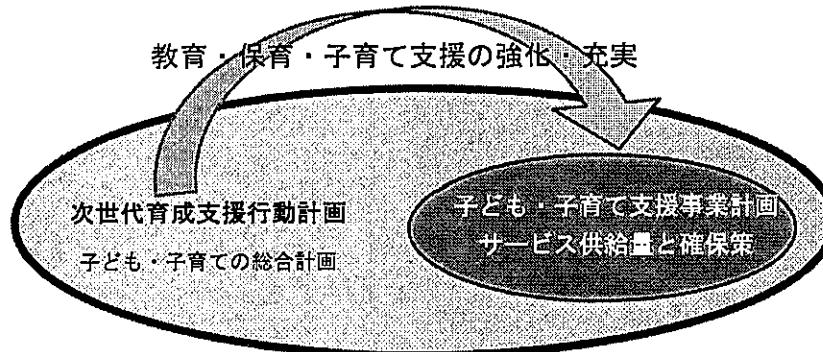
### b) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援対策推進法は、平成27年3月までの時限立法でしたが、法律の有効期限が10年延長され平成37年3月までとなりました。

しかし、子ども・子育て支援法の施行により「市町村子ども・子育て支援事業計画」が義務化されたことから、次世代育成支援市町村行動計画は法的に存続するものの策定は任意となります。

本市では総合的な子ども・子育て支援を推進する「次世代育成支援美唄市行動計（ひばいっこすぐすくすくプラン）」を引き継ぎ、子ども・子育て支援事業計画を策定します。

## 【次世代育成支援行動計画】と【子ども・子育て支援事業計画】の関係】



# すぐすぐジャパン!

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の背景と目的

### c) ひばい未来交響プラン（第6期美唄市総合計画）を上位計画とする市の総合的な子ども・子育て支援計画

国から示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、美唄市が取り組む事業と達成しようとする目標を明らかにし、財政状況を勘案しながら計画的な取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、第6期美唄市総合計画や地域福祉計画などの整合性を図ります。

### ひばい未来交響プラン

（第6期美唄市総合計画）

### 地域福祉計画

ヘルシーライフ21

幼稚園教育振興計画

食育推進計画

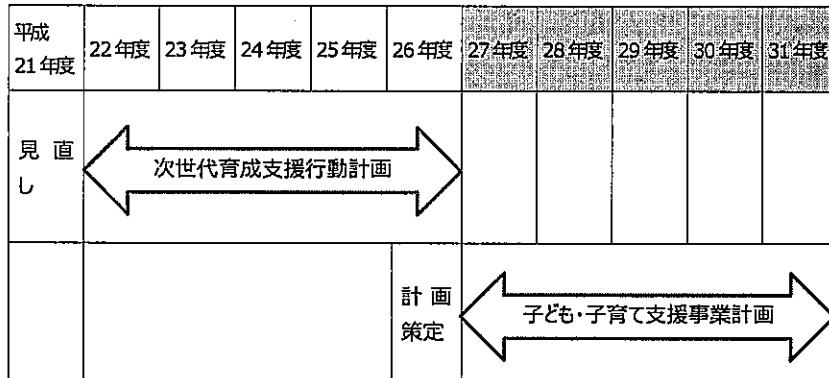
などの関連計画

### 新ひばいっこすぐすくすくプラン

（子ども・子育て支援事業計画）

## (3) 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は平成 27 年 4 月から平成 31 年度の 5 年間を定めるものとしています。本計画は 5 年ごとに策定するものとされていることから、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。



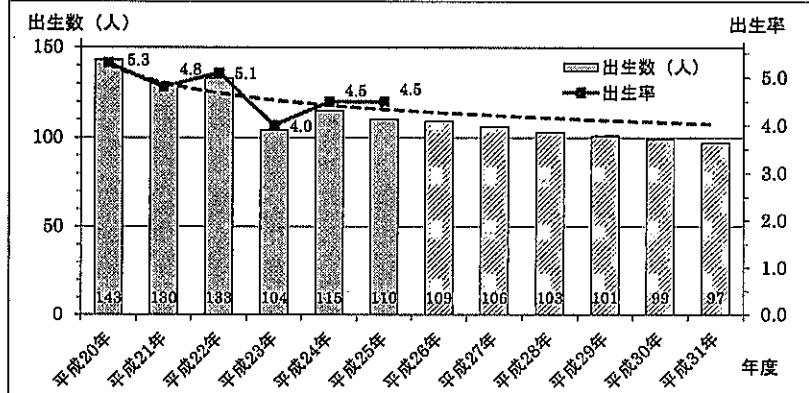
## (4) 計画の対象

本計画は、就学前児童と小学校児童を中心とした児童福祉法に定められた 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、地域、事業所、行政等を対象とします。

## 第2章 美唄市の現状

## 1. 出生の動向

本市の出生数並びに出生率（人口千人当たりにおける出生数）は、年々減少傾向となり平成 31 年度においては出生数 97 名、出生率 4.0 と推計しています。



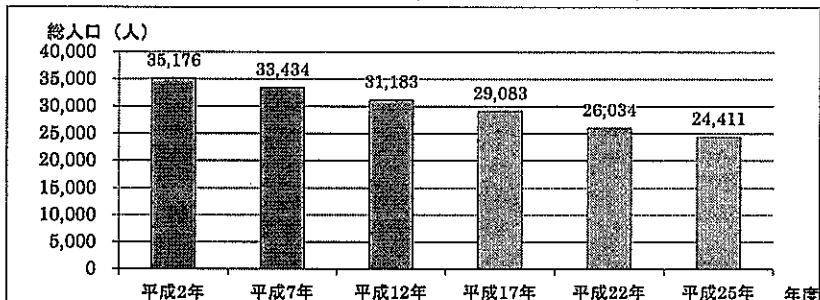
グラフ 1-1 出生数と出生率の推移

(資料：住民基本台帳 平成 25 年度のデータは平成 26 年 1 月末現在、平成 26 年度以降は推計)

## 2. 人口・世帯の動向

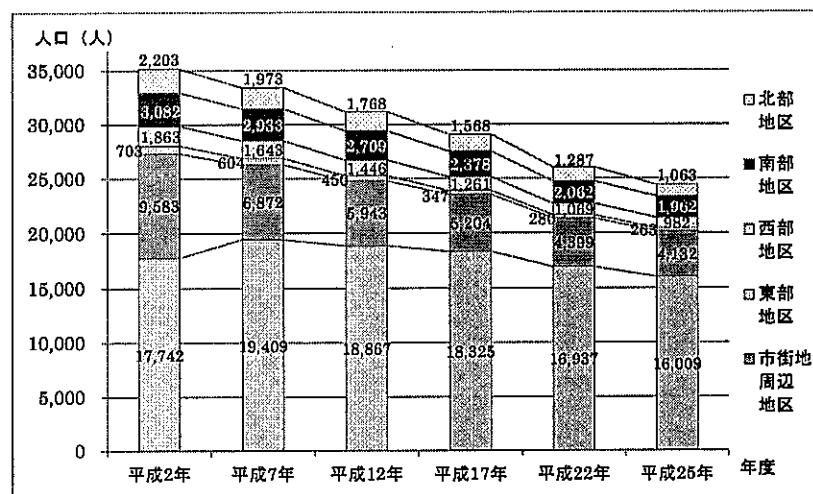
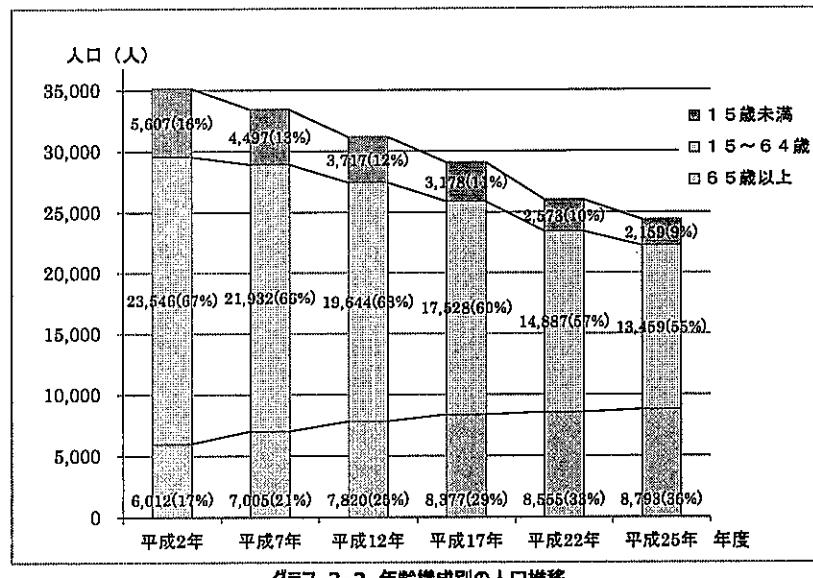
## (1) 人口の推移

平成 26 年 1 月末現在の本市の人口は、24,411 人（住民基本台帳）となっており、年々減少しています。年齢構成別からは 65 歳以上の老人人口は年々増加しているのに対し、15 歳未満の人口は減少しており、少子高齢化が進んでいます。地域人口ではすべての地区で減少しています。グラフ 2(1)1～3 において資料は、平成 2～22 年は国勢調査、平成 25 年度は住民基本台帳（平成 26 年 2 月末現在）です。



グラフ 2-1 総人口の推移

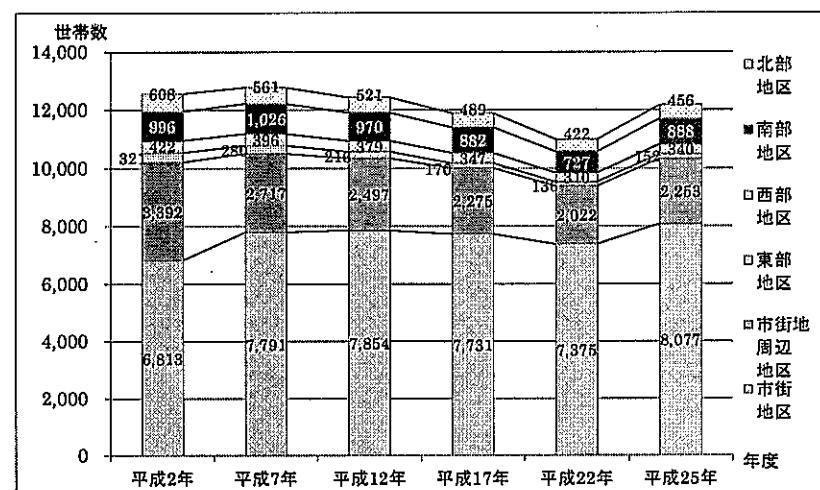
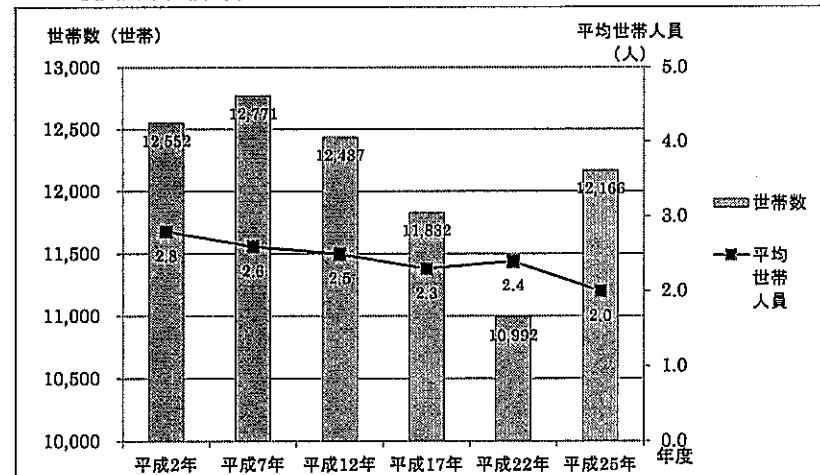




地域別の区分は、市街地（条丁目区域）、市街地周辺地区（一心町・進徳町・沼の内町・栄巳町・東明町・南美唄町・共練町）、東部地区（落合町・盤の沢町・我路町・東美唄町）、西部地区（開発町・上美唄町・西美唄町）、南部地区（光珠内町・峰延町・豊葦町）、北部地区（中村町・北美唄町・茶志内町・日東町）

## (2) 世帯数の推移

世帯数、平均世帯人員は、総人口と同様に減少してきており、核家族化の進行が伺えます。また、地区別では市街地区・市街地周辺地区は横ばい若しくは微増傾向にあります。グラフ 2-4～2-5において資料は、平成 2～22 年は国勢調査、平成 25 年度は住民基本台帳（平成 26 年 2 月末現在）。



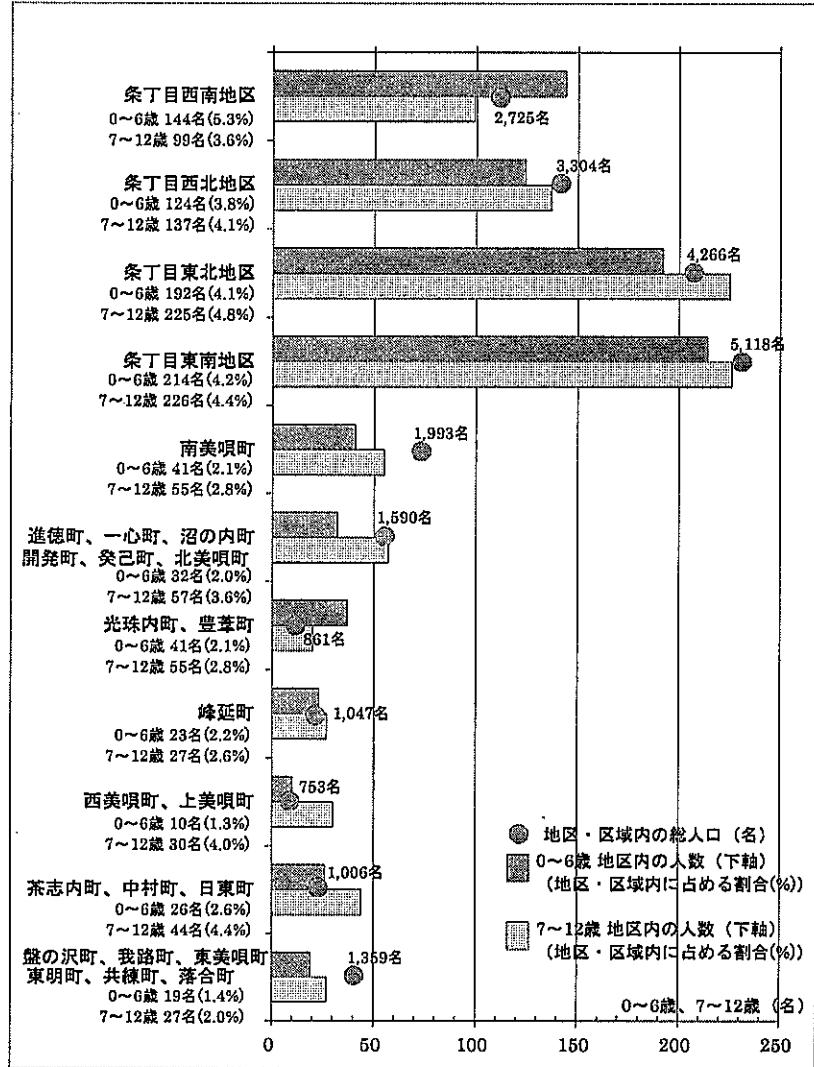
すぐすぐジャパン!

## 第2章 美唄市の現状

### 2. 人口・世帯の動向

### (3) 地域毎の子育て人口について

美唄市を11地区・区域に区分し、その区分した各地域毎の子育て人口（0～6歳、7～12歳）は、条丁目と比較し、周辺区域は人口が少なく子育て人口割合も小さくなっています。また、マップ2(3)-1にも同様の値を地図上に示しています。

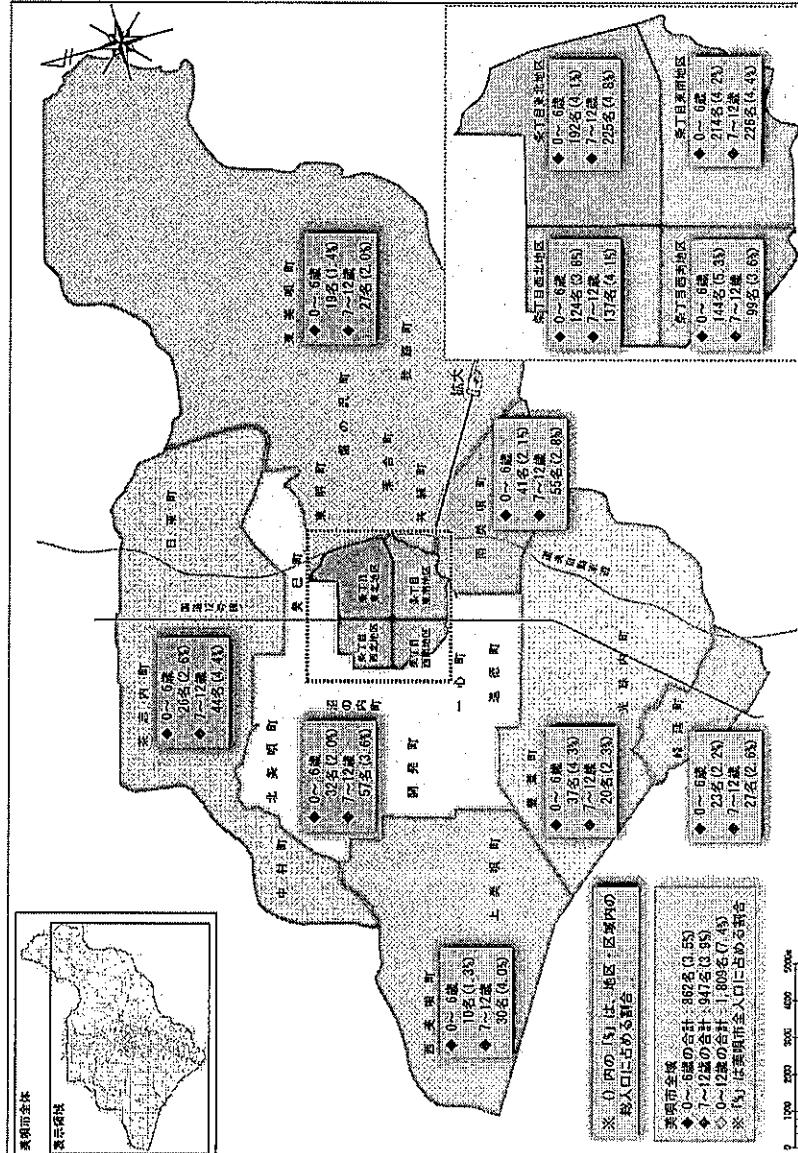


グラフ 2-6 地区・区域内の人口及び子育て人口（住民基本台帳平成 26 年 1 月末現在）

## 第2章 美唄市の現状

## 2. 人口・世帯の動向

すぐすぐジャパン!



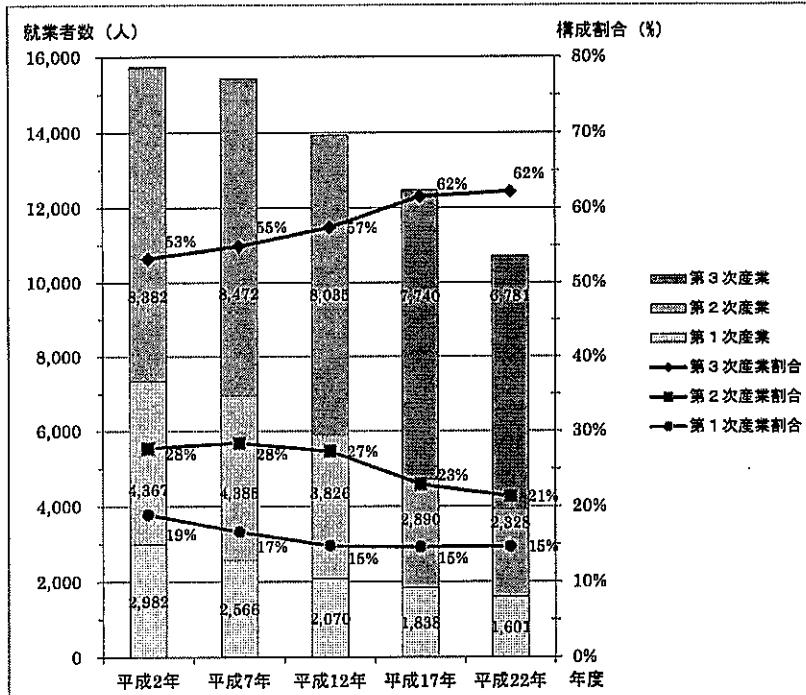
マップ2-1 美唄市地区別・児童人口分布(平成26年1月末現在)



## 3. 産業・雇用の状況

本市において人口の減少に伴い、就業者数も年々減少しています。

構成割合比別では、第1次産業(農業・林業)に就業している人口は横ばい、第2次産業(建設・製造等)は減少、第3次産業(運輸・公務等)は増加傾向にあります。



グラフ 3-1 第1次～第3次産業別就業者数の推移及び構成割合（資料：国勢調査）

## 4. 保育サービスの状況

4. 保育サービスの状況  
(1) 保育所の状況

## ① 認可保育所の状況

## ■ 定員・児童数

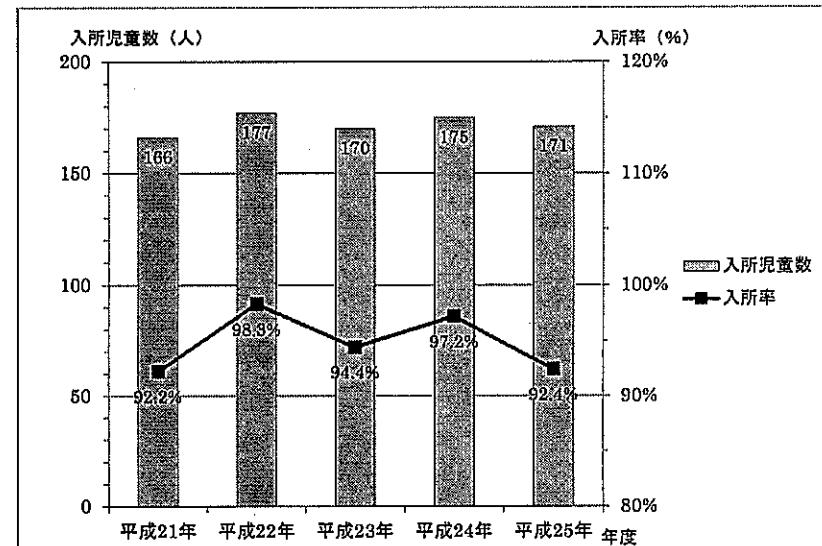
本市には、認可保育所が3か所、認定こども園が1か所設置されております。

各年4月1日における入所者数は、減少傾向にあります。

表 4-1 認可保育所定員数

保育所名	定員	延長保育	障がい児保育	乳児保育	一時預かり
中央保育所	60名	●	●		
東保育所	45名	●	●	●	●
西保育所	45名	●	●		
認定こども園 ひまわり	35名	●	●		

認定こども園ひまわりは平成25年4月開園、定員のうち5名は短時間保育。

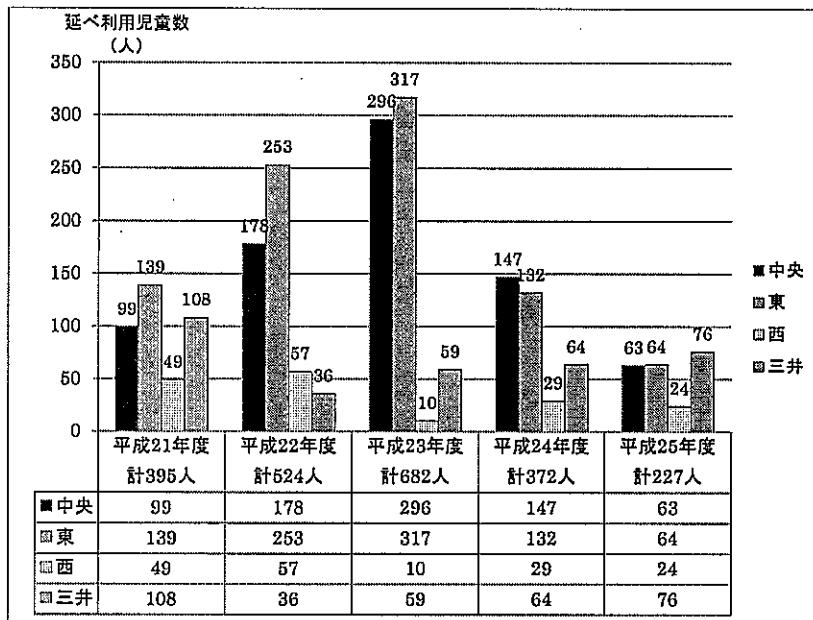


グラフ 4-1 認可保育所 年度別入所者数（各年4月1日）



■ 延長保育

保護者の勤務形態の多様化などに対応するため通常保育時間(7:30～18:30)を超えて19:30まで延長保育を行っています。



グラフ 4-2 延長保育延べ利用児童数（保育所別）（各年4月1日）



■ 障がい児保育

集団保育が可能で通園のできるおおむね2歳以上の児童を保育しています。

表 4-2 障がい児保育利用児童数（各年4月1日）

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用児童数	9人	11人	11人	9人	7人

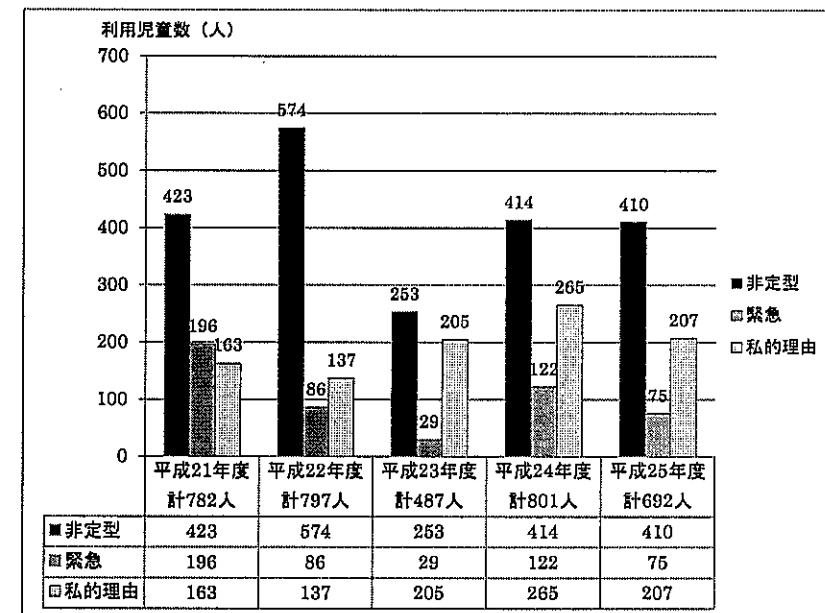
※ 対象児童

・特別児童扶養手当受給児童

・療育手帳、身体障害者手帳の交付、または児童相談所等の判定を受けている児童

■ 一時預かり

保護者の就労形態により断続的に家庭での保育が困難な場合（非定型）や疾病・入院等により保育を必要とする場合（緊急型）、または育児の負担を軽減するなどの理由で一時的に保育が必要となった場合に保育所で児童を保育しています。



グラフ 4-3 一時預かり利用児童数（理由別）  
(平成25年度は、平成26年2月末)



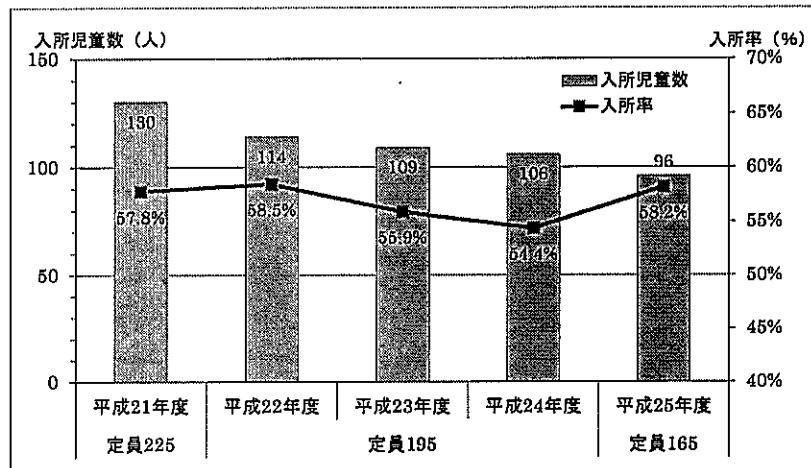
## ② へき地保育所の状況

## ■ 定員・児童数

本市には、へき地保育所が3か所設置されており、各年4月1日における入所者数は減少傾向にあります。

表 4-3 へき地保育所定員数

保育所名	定員
茶志内双葉保育園	45人
峰延保育所	60人
進徳保育園	60人



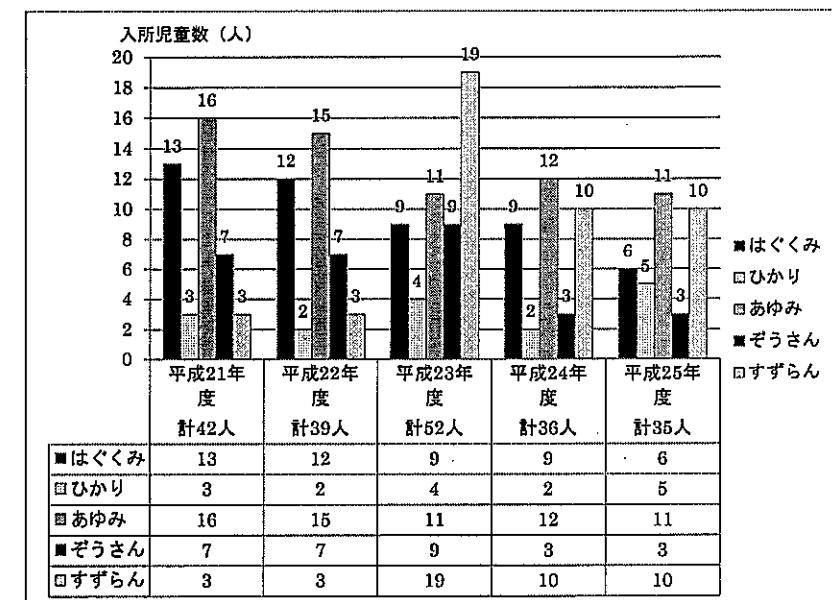
グラフ 4-4 へき地保育所 年度別入所者数（各年4月1日）

## ③ 認可外保育施設の状況

本市には、認可外保育施設として5か所あり、うち1カ所は事業所内保育施設、2カ所は院内保育施設となっています。

表 4-4 認可外保育施設の状況およびその定員数

保育施設名	定員
はぐくみ託児所	15人
美唄私立ひかり保育園	15人
花田病院附属あゆみ保育園	20人
ぞうさん美唄ルーム	-
北海道中央労災病院せき損センター	15人
すずらん保育所	



グラフ 4-5 認可外保育施設 年度別入所者数（各年4月1日）



## (2) 子育て支援センターの状況

本市では、平成13年12月から少子化や核家族化などに対応し、地域で安心して子育てができる環境を作ることを目的として、子育て支援センター「はみんぐ」を開設しています。

## ① 子育て支援センターの事業内容

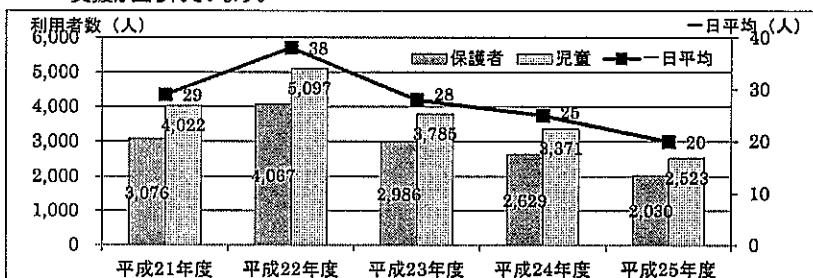
表4-5 子育て支援センターの事業内容

子育ての広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日から金曜日（休日開館日あり）利用時間 9:30～16:30</li> <li>・行事～お誕生日・交流の日（講座等要申込）</li> <li>・おおきくなったかな（身長・体重測定）・遠足・はみんぐ祭等</li> <li>・対象～概ね就学前の子どもと保護者</li> </ul>
こども療育広場	<p>歩き始めがゆっくりだった、ことばが出るのが遅かった、お友達と関わって遊ぶことが難しいといった様子がみられるお子さんを支援し、家族に対してアドバイスを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団指導 月～水曜日 9:30～11:30</li> <li>・個別指導 月～金曜日 9:00～17:00</li> <li>・対象～小学1年生まで</li> </ul>
子育て相談	<p>家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、子育て支援担当員、療育指導員等が連携し、あらゆる子育てに関する相談に対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象～18歳未満の子どもと保護者</li> </ul>
地域子育て支援	地域の保育所などを活用し、地域の子育て家庭を対象に親子遊びの提供や子育て相談、子育てサークルの育成など、地域での子育てを支援します。

## ② 子育ての広場の利用者数

子育ての広場は、子育て中の保護者が気軽に訪れ、子どもを遊ばせながら自由に交流できる場所として位置づけられています。

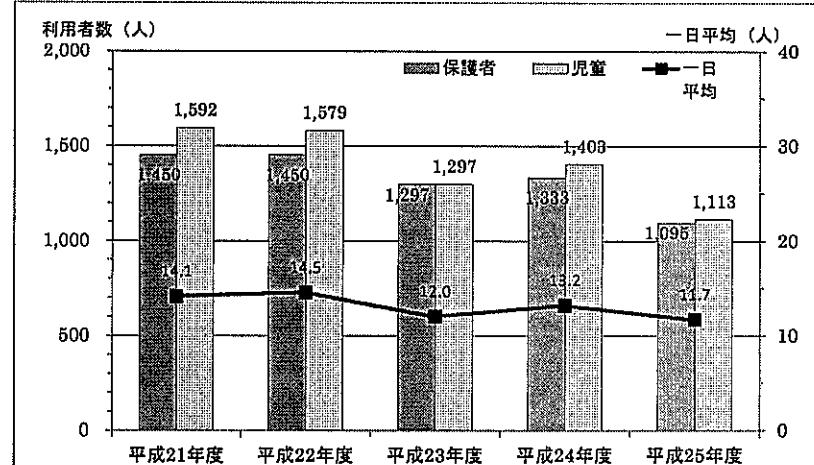
また、地域の子育てサポーターのみなさんの協力も得られ、様々な関わりの中で子育て支援が図られています。



グラフ4-6 子育ての広場 利用者数（平成25年度は、平成26年2月末現在）

## ③ こども療育広場の利用者数

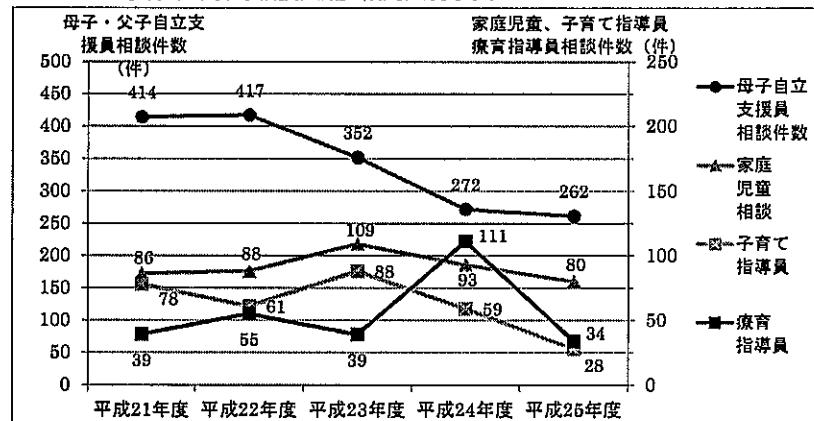
こども療育広場は子育て支援センター内に開設されたことにより、他機関との連携や相談体制の整備が図られています。



グラフ4-7 こども療育広場 利用者数（平成25年度は、平成26年2月末現在）

## ④ 子育て相談件数

子育てに関する相談は減少傾向にあります。



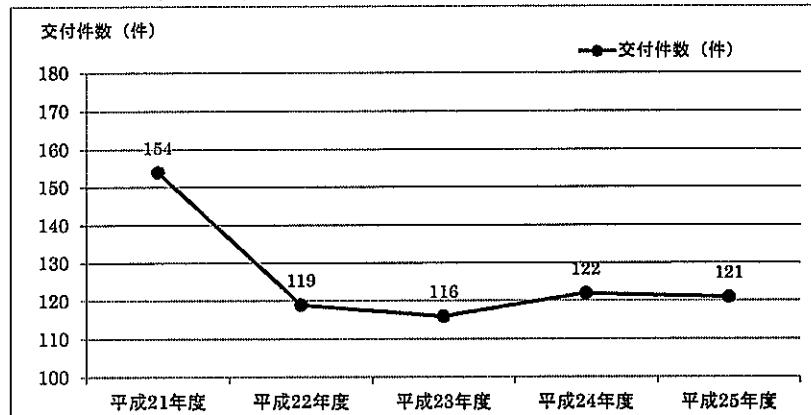
グラフ4-8 子育て相談件数（平成25年度は、平成26年2月末現在）



## 5. 母子保健事業の状況

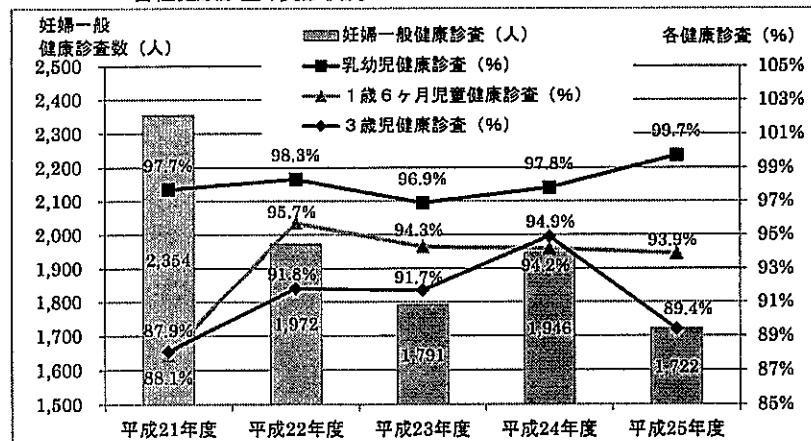
本市では、母子健康手帳の交付をはじめ、妊婦一般健康診査、乳幼児健診、母親教室、学童クラブなど、母親が安心して出産し、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産・育児に関する様々な母子保健事業を保健センターで実施しています。

## ■ 母子健康手帳の交付状況



グラフ 5-1 母子健康手帳の交付状況（平成 25 年度は、平成 26 年 2 月末現在）

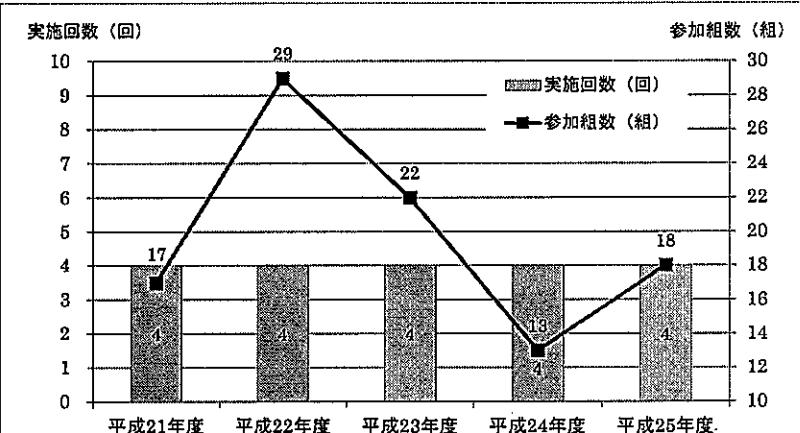
## ■ 各種健康診査の受診状況



グラフ 5-2 各種健康診査の受診状況（平成 25 年度は、平成 26 年 2 月末現在）

## ■ 母親教室・ペア教室

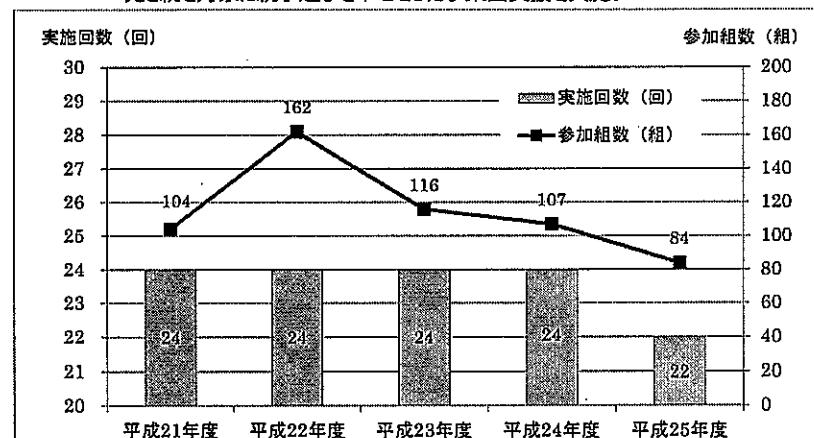
妊娠中期から後期の妊婦とその夫を対象に出産・子育てについての講話や実技及び参加者同士の懇談会などを実施。また、夫婦で子育てを考えられるようペア教室を年4回土曜日に実施。



グラフ 5-3 母親教室・ペア教室（平成 25 年度は、平成 26 年 2 月末現在）

## ■ のびのび教室

子育てのしづらさを感じたり、育児不安などを抱えている親や発達支援の必要な児童と親を対象に親子遊びを中心とした小集団支援を実施。

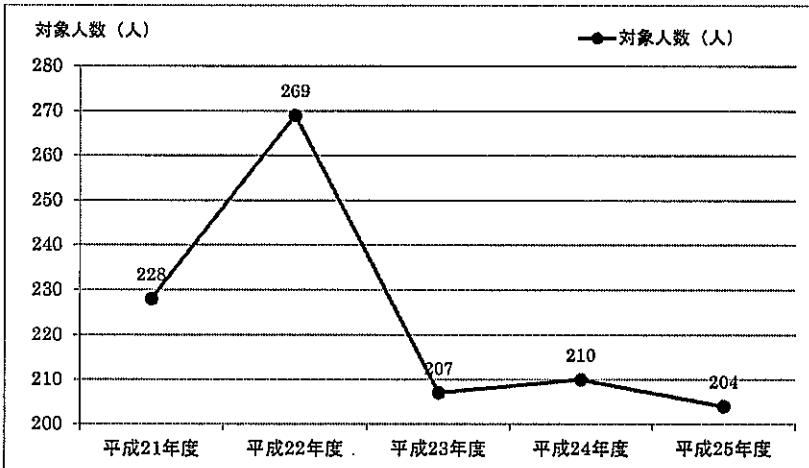


グラフ 5-4 のびのび教室（平成 25 年度は、平成 26 年 2 月末現在）



## ■ 乳幼児・学童家庭への訪問

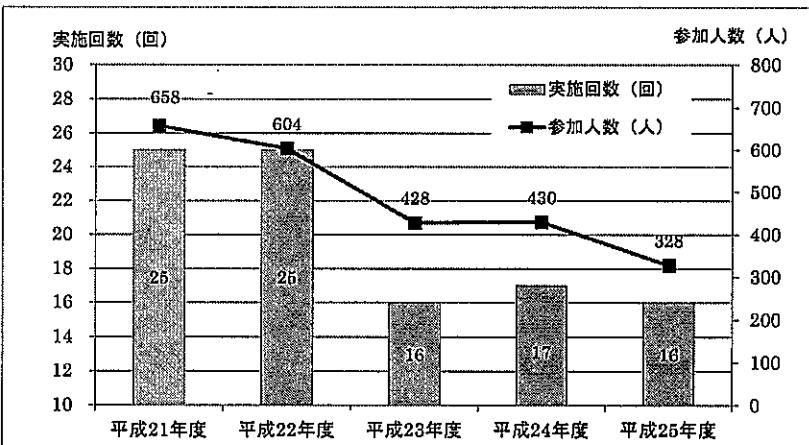
育児不安のある親や養育支援の必要な親、発達支援の必要な乳幼児や学童等に対して、保健師等が訪問支援を実施。



グラフ 5-5 乳幼児・学童家庭への訪問（平成 25 年度は、平成 26 年 2 月末現在）

## ■ 学童クッキング

食べること、調理をすることの楽しさや必要性についての理解を深めてもらうため、放課後児童対策事業を利用している学童を対象に簡単な料理やおやつの調理実習を行う。



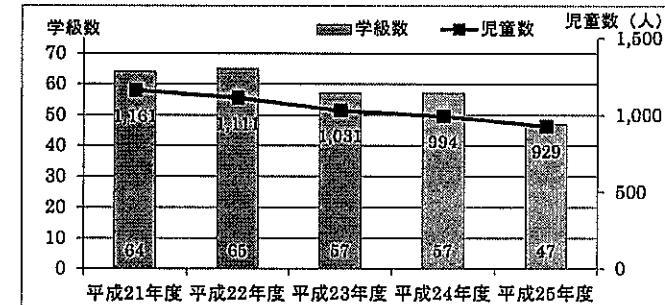
グラフ 5-6 学童クッキング（平成 25 年度は、平成 26 年 2 月末現在。）



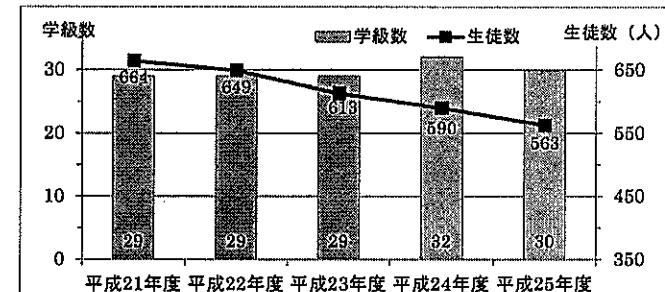
## 6. 教育施設の状況

## (1) 小学校・中学校・高等学校の状況

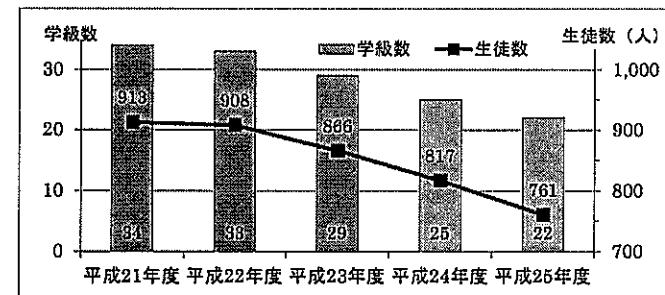
本市には現在小学校が 5 校、中学校が 4 校、高等学校が 2 校あり、どちらも学級数・児童生徒数とも年々減少傾向にあります。光珠内小は H21.4 に峰延小へ、東栄小は H23.4 に東小へ、西小は H25.4 に中央小へ統合されました。



グラフ 6-1 学級数と児童数の推移（小学校）（各年 5 月 1 日）



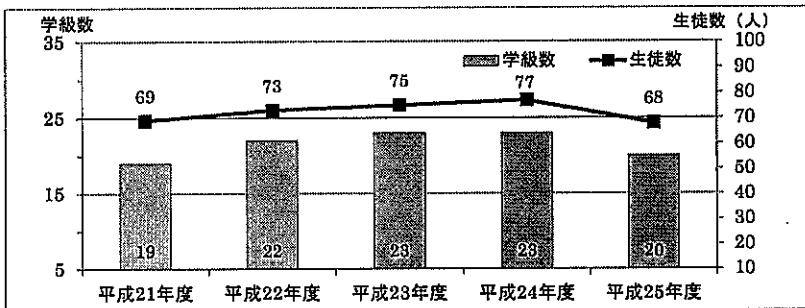
グラフ 6-2 学級数と生徒数の年度別推移（中学校）（各年 5 月 1 日）



グラフ 6-3 学級数と生徒数の年度別推移（高等学校）（各年 5 月 1 日）



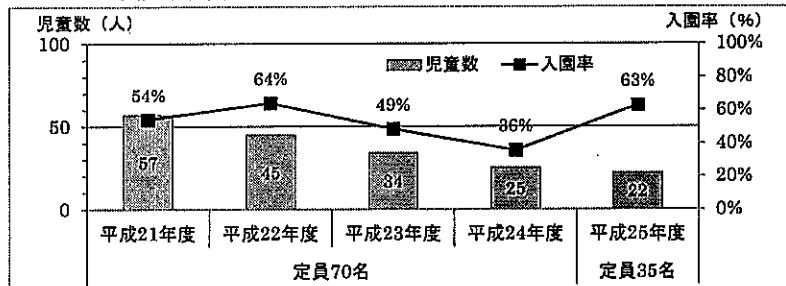
## (2) 養護学校の状況



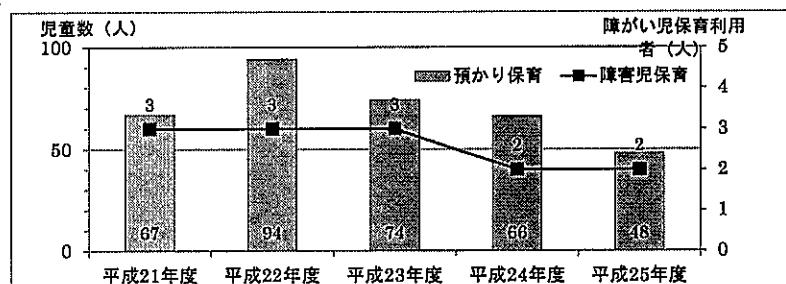
## (3) 幼稚園（公私）の状況

本市には公立幼稚園が1園、私立幼稚園が2園あり、公立幼稚園の入園率は年々減少傾向にあります。また、全ての幼稚園で「預かり保育」「障がい児保育」を実施しています。

## ■ 公立幼稚園

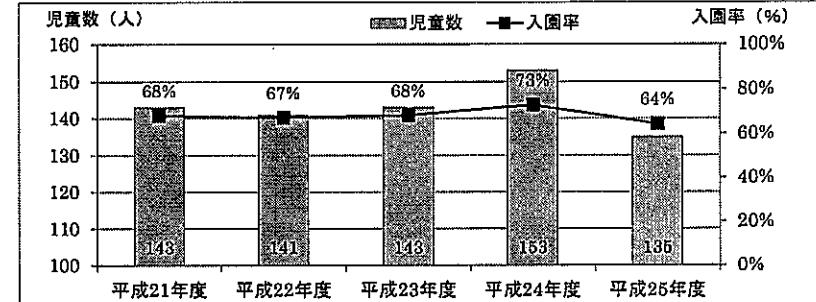


グラフ 6-5 入園児童数と入園率の推移（平成 25 年度は平成 25 年 5 月 1 日）

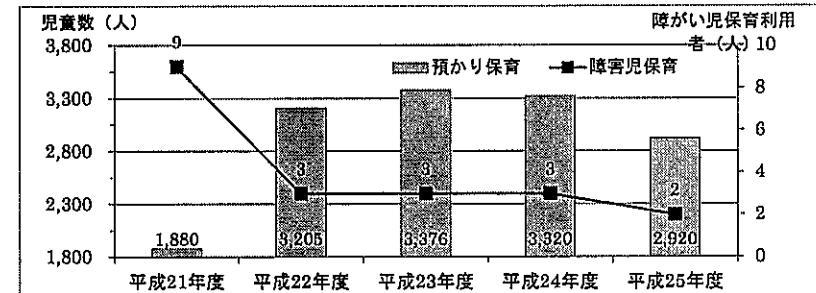


グラフ 6-6 預かり保育・障がい児保育の利用者数（平成 25 年度は平成 26 年 2 月末）

## ■ 私立幼稚園



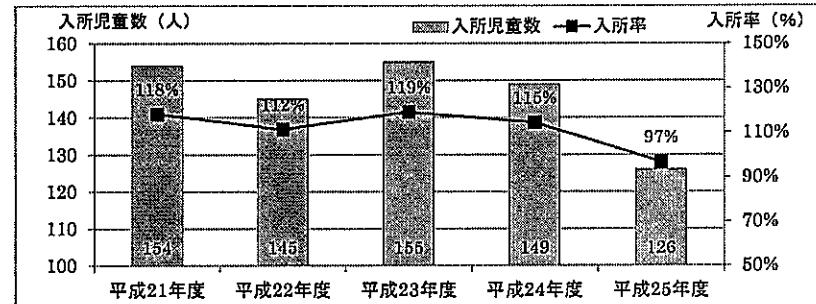
グラフ 6-7 入園児童数と入園率の推移（平成 25 年度は平成 25 年 5 月 1 日）



グラフ 6-8 預かり保育・障がい児保育の利用者数（平成 25 年度は平成 26 年 2 月末）

## (4) 放課後児童施設の状況

本市には、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1~4年生の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与える放課後児童施設が5カ所設置されており、入所者数は減少傾向にあります。

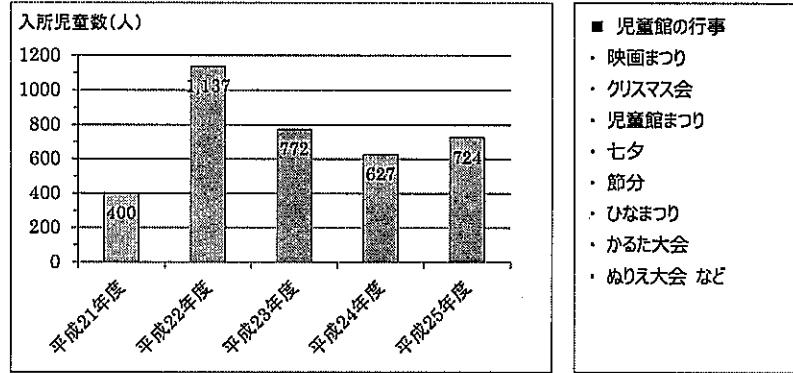


グラフ 6-9 放課後児童施設入所者数（各年度 4 月 1 日現在）



## (5) 児童館の状況

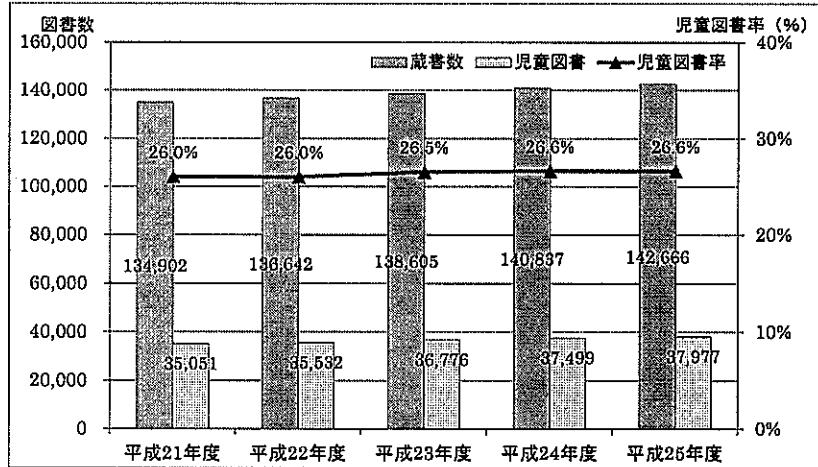
児童館は、児童に健全なあそびを提供することにより、その健康を増進し、情緒を豊かにするとともに児童の生活文化の振興と福祉の増進に寄与することを目的としています。近年、利用者は減少傾向にあります。



グラフ 6-10 児童館利用者数（平成 25 年度は平成 26 年 2 月末）

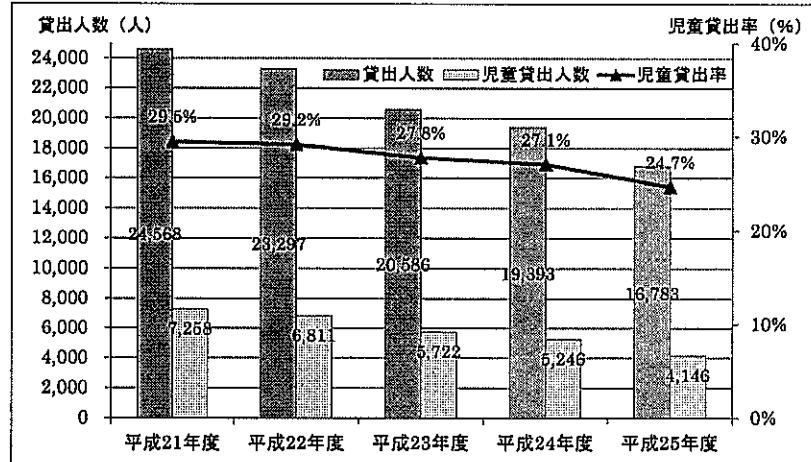
## (6) 図書館の利用状況

## ■蔵書数



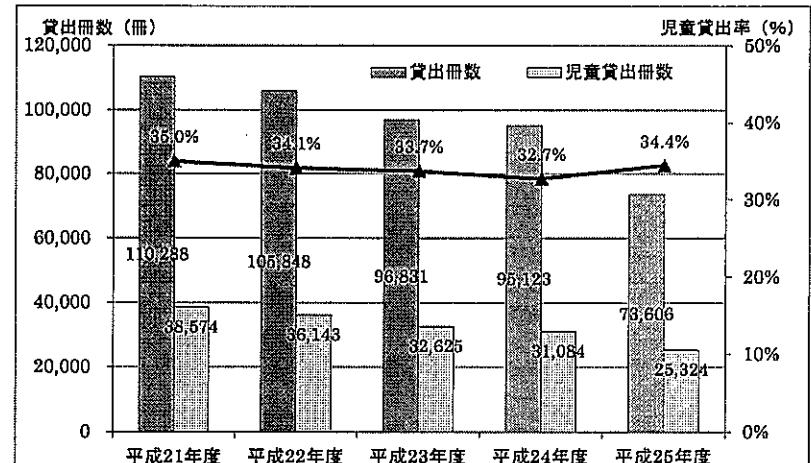
グラフ 6-11 蔵書数と児童図書との蔵書割合（平成 25 年度は平成 26 年 2 月末）

## ■貸出人数



グラフ 6-12 貸出人数と児童貸出人数との貸出割合（平成 25 年度は平成 26 年 2 月末）

## ■貸出冊数



グラフ 6-13 貸出冊数と児童貸出冊数との貸出冊数割合（平成 25 年度は平成 26 年 2 月末）

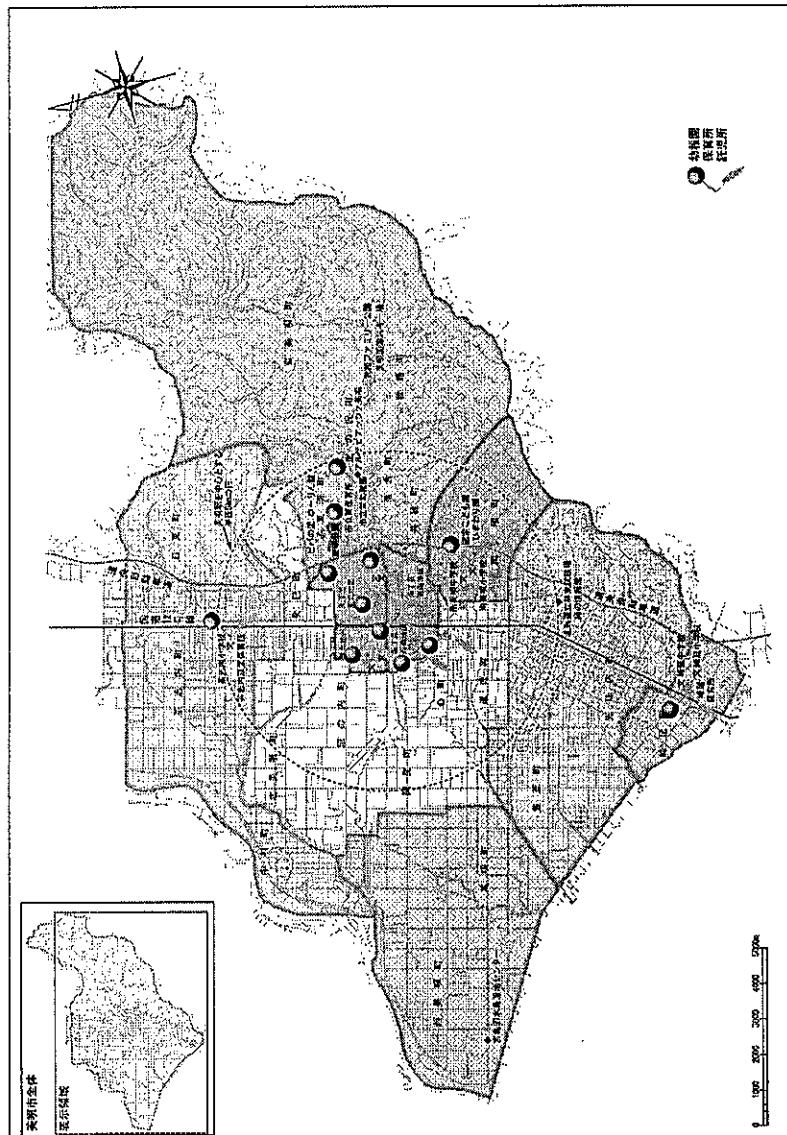




第2章 美唄市の現状  
7. 子育て支援関連の施設マップ

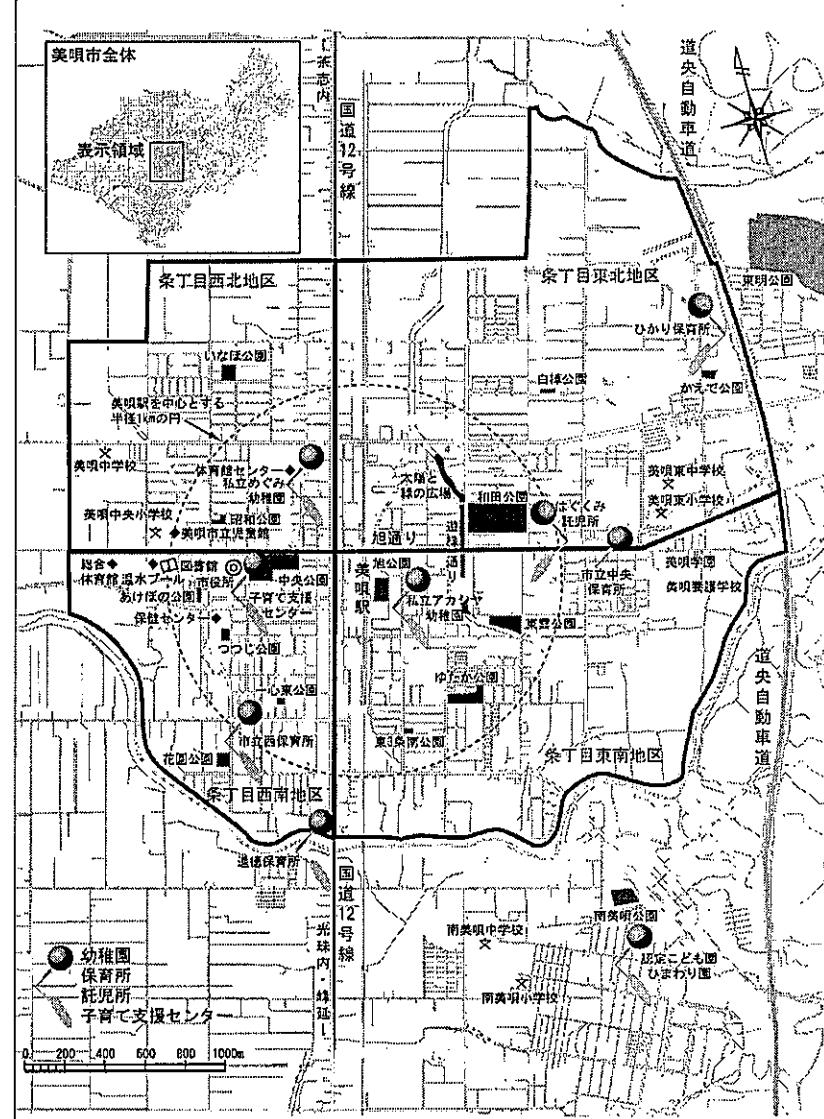
7. 子育て支援関連の施設マップ

マップ7-1に美唄市全体の子育て支援関連施設のマップ、マップ7-2に条丁目地区及びその一部周辺区域にある子育て支援関連施設のマップを示します。



マップ7-1 美唄市全体の子育て支援関連施設のマップ（平成26年2月末現在）

第2章 美唄市の現状  
7. 子育て支援関連の施設マップ

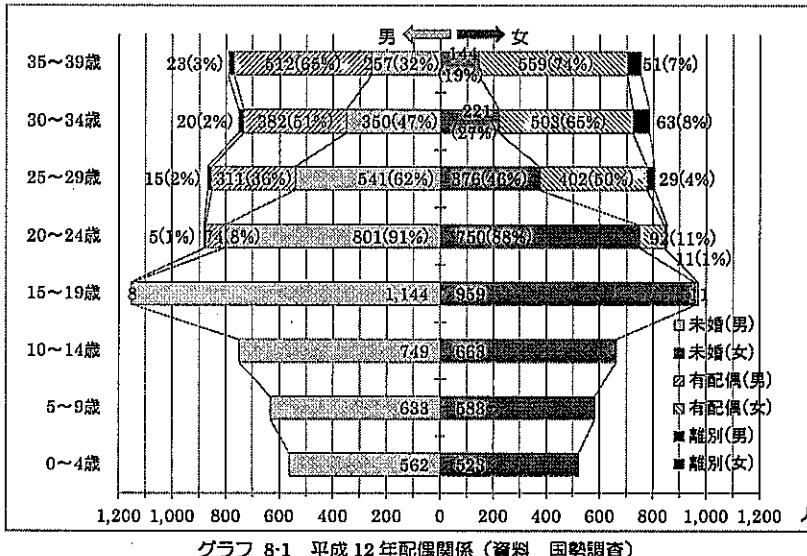


マップ7-2 美唄市条丁目地区及びその一部周辺区域の子育て支援関連施設のマップ  
(平成26年2月末現在)

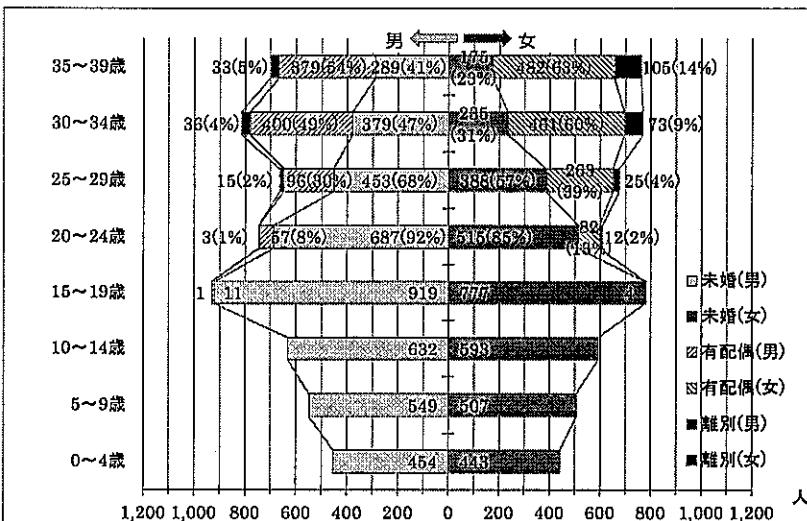


## 8. 配偶関係

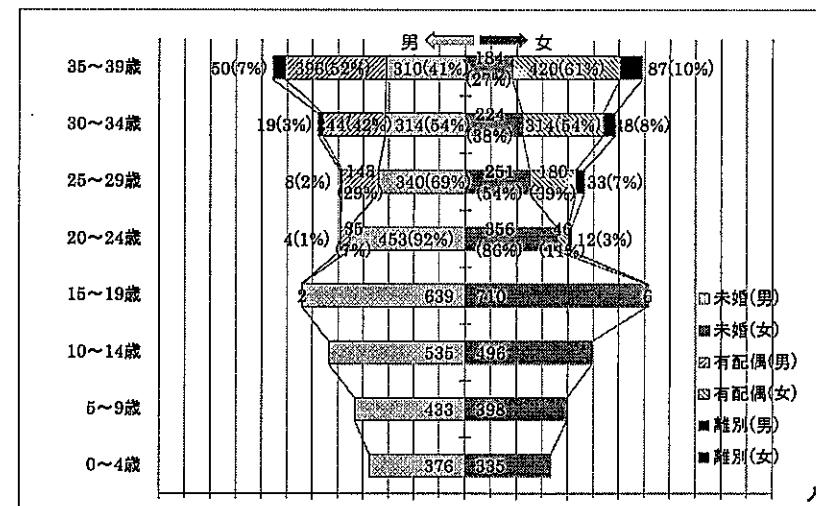
平成12年、17年そして22年の国勢調査の結果を参考し、15～39歳（5歳毎）における配偶関係・未婚・既婚・離別の人数（比率）を示します。なお、0～14歳は参考までに掲載。



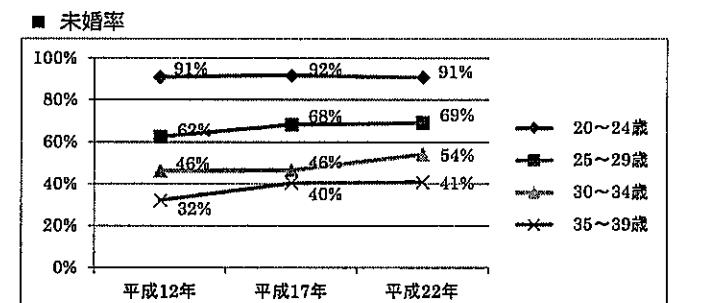
グラフ 8-1 平成12年配偶関係（資料 国勢調査）



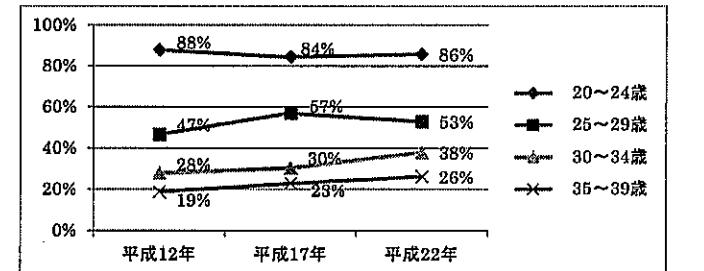
グラフ 8-2 平成17年配偶関係（資料 国勢調査）



グラフ 8-3 平成22年配偶関係（資料 国勢調査）



グラフ 8-4 男性-未婚率（資料 国勢調査）



グラフ 8-5 女性-未婚率（資料 国勢調査）

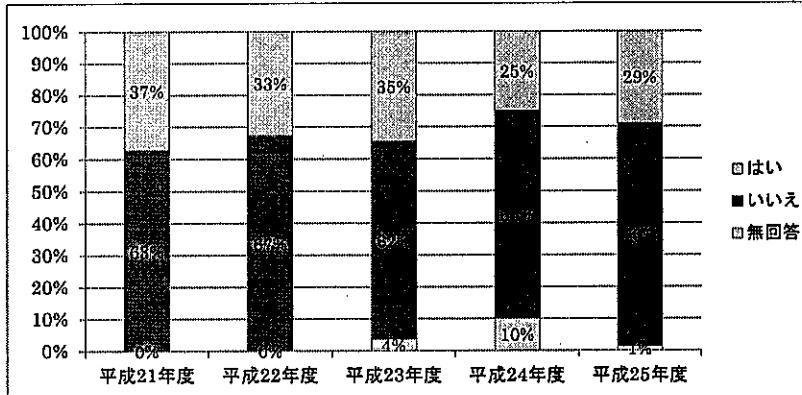


9. 美唄市まちづくり市民アンケート調査結果

本市では、市内に居住する満18歳以上の男女を対象に施策の達成度を確認するとともに市民の意見・要望を把握するため、毎年市民アンケートを実施しています。そのうち子育て支援に関する設問は2項目あり、その結果の推移は次のとおりです。

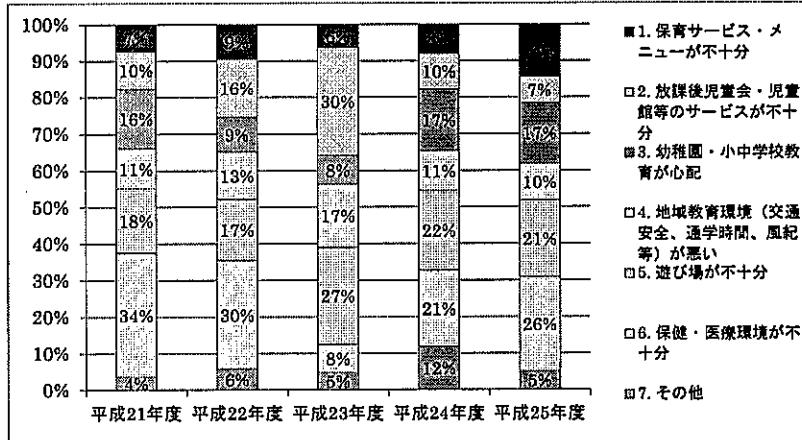
資料「まちづくり市民アンケート」の詳細については、美唄市ホームページ  
(<http://www.city.bibai.hokkaido.jp/2006/10/374/>) を参照ください。

■ 子育てしやすいまちだと思う市民の割合



グラフ 9-1 子育てしやすいまちだと思う市民の割合

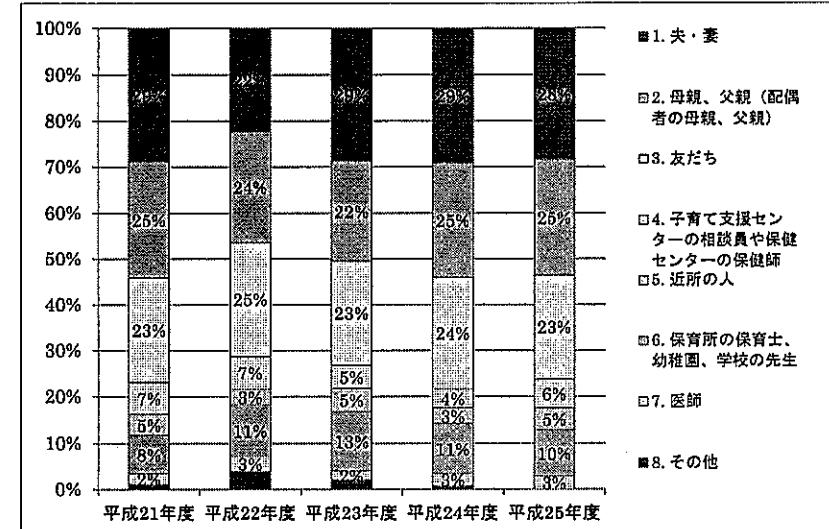
■ 子育てしやすいまちだと思わない「いいえ」の理由



グラフ 9-2 グラフ 8.1 の子育てしやすいまちだと思わない「いいえ」の理由(複数回答)

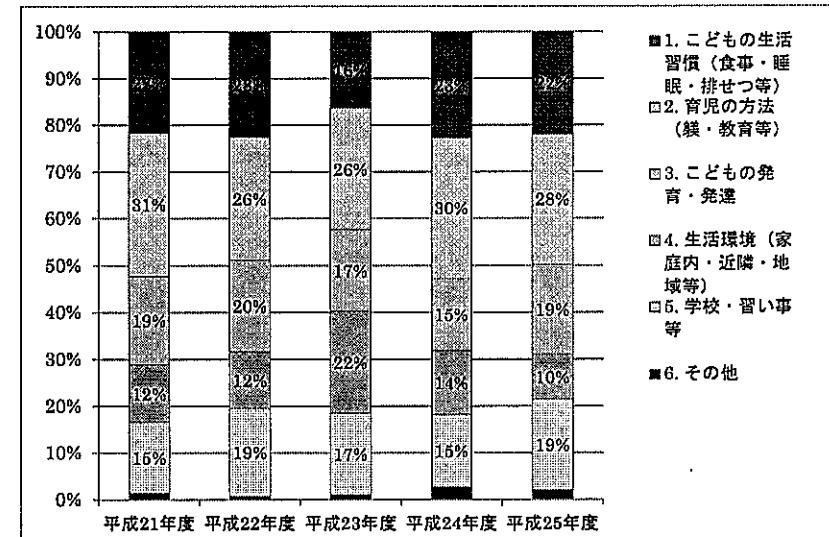


■ 子育てで困ったときに、気軽に相談できる相手は誰



グラフ 9-3 子育てで困ったときに、気軽に相談できる相手は誰

■ 子育てで困ったときに、気軽に相談する内容



グラフ 9-4 子育てで困ったときに、気軽に相談する内容



### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1. 計画の基本方針

核家族化や就業する女性の増加、地域のつながりの希薄化などで、家庭や地域において子どもを養育する環境の変化により養育に関する機能の低下が懸念されています。また、少子化に伴い子ども同士のふれあいの機会も減少しています。こうした環境の変化は、子どもの健やかな成長に大きな影響を与えると推測されます。

更に、家庭や地域社会における子育ての孤立化、価値観の多様化が進み、個人の生き方も複雑化しており、子育てに意義を感じ、子どもを生み育てたいと思う気持ちをだれもが素直に持つことが難しくなってきています。

このような状況の中、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に、行政のみならず、家庭や地域、関係機関・団体、職場など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望と捉えることが必要です。

本計画では、これまで次世代育成支援美唄市行動計画で目指してきた「みんなで支え楽しい子育て」の方向性を継承し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施を図り、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を図るため、計画の基本理念を定めます。

《子ども・子育て支援の意義に関する事項（「子ども・子育て支援法基本指針」より）》

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす。
- すべての子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざす。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。
- 乳幼児の愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な供給を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て世帯のおかれている状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

#### 2. 基本理念（案）

##### 「子どもの笑顔はみんなの宝 応援しよう！びばいっこ家族」

子どもは家庭の希望であり、みんなの宝です。すべての子ども一人一人の幸せは社会全体の願いです。

すべての子どもたちが、一人の人としてこのまちで大切に育てられ、健やかに成長することは地域全体の喜びです。

子どもたちが、さまざまな人の間わりや体験を通して、健やかでたくましく心豊かな人間として育ち、夢を育み、希望を持って自からの力を発揮できるよう、親のみならず、地域のみんなで応援していきます。

また親も、子育てを通じてさまざまな人と間わり合いながら、経験を積み成長していきます。はじめからうまくいく子育てはなかなかありません。

地域社会が保護者に寄り添い、保護者が出産や育児の不安を乗り越え、悩みを解決しながら親として育ち、子どもを産み育てることを喜びとして、安心して笑顔で子育てが楽しめるような環境づくりを進めます。

すべての子どもたちが、笑顔で輝き、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域で力を合わせ、びばいっこ家族を応援します。

#### 3. 基本目標

##### ① 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益を目指します。

##### ② 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり

子育てについて第一義的責任を有する保護者への支援を念頭に、子育て家庭を応援します。

##### ③ 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

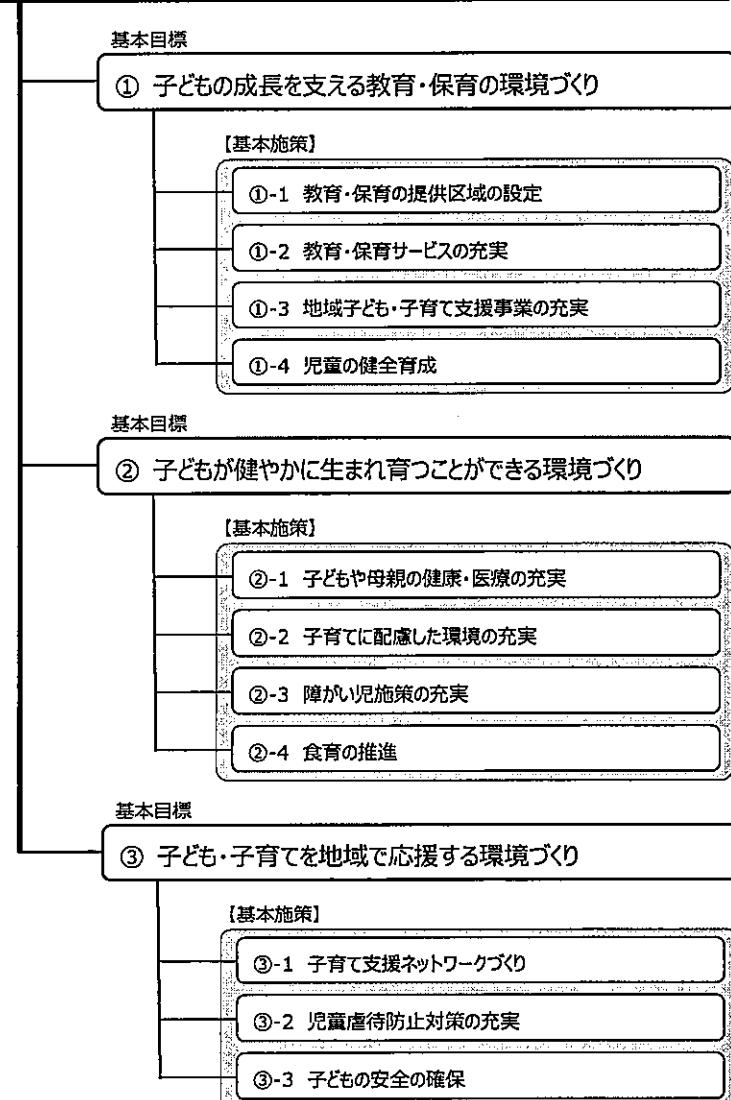
「びばいっこすくすくプラン」を継承し、子育てに関わる全ての人がその喜びを感じるために、家庭・地域・企業・行政などが連携して、社会全体で子育てを応援します。



## 4. 計画の基本施策

基本理念（案）

子どもの笑顔はみんなの宝 応援しよう！ びばいっこ家族



## 第4章 基本施策と今後の取り組み

1. 【基本目標】 「① 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり」

(1) 【基本施策】 「①-1 教育・保育の提供区域の設定」

教育・保育の提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域で、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育を提供する施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。市の子育て中の保護者は、居住地区に関わらず、市内の関連施設を利用している状況にあるため、すべての事業について市全域を提供区域として設定します。

	事業名	提供区域
	教育・保育	全市
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	全市
	地域子育て支援拠点事業	全市
	乳児家庭全戸訪問事業	全市
	養育支援訪問事業	全市
	子育て短期支援事業	全市
	一時預かり事業	全市
	延長保育事業	全市
	病児・病後児保育事業	全市
	放課後児童健全育成事業	全市
	ファミリー・サポート・センター事業	全市
	妊娠一般健診事業	全市
	児童虐待防止ネットワーク事業	全市



# すくすくジャパン!

## 第4章 基本施策と今後の取り組み

### 1. 基本目標 ① 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

#### (2) 【基本施策】 「①-2 教育・保育サービスの充実」

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえ、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」と「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」に向けて、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

事業名	事業概要	担当課
市立保育所管理運営事業 (通常保育)	保護者の労働や疾病などにより、昼間、保育に欠ける乳幼児を保育所で預かり、共働き家庭等の両立支援を図る。 保育標準時間 (11h) 7:30~18:30 定員 150人 保育短時間 (8h) 7:30~18:30 のうち 8H	こども未来課
認定こども園管理運営事業 (長時間保育) (短時間保育)	保護者の労働や疾病などにより、昼間、保育に欠ける乳幼児を保育所で預かり、共働き家庭等の両立支援を図る長時間保育と、保育に欠ける子ども以外を受け入れ、教育・保育を一体的に行う短時間保育を実施する。 保育標準時間 (11h) 7:30~18:30 定員 30人 保育短時間 (8h) 7:30~18:30 のうち 8H 短時間保育 (4h) 8:30~12:30 定員 5人	こども未来課
へき地保育所運営事業 (通常保育)	へき地における保育を要する児童に対し、乳幼児を保育所で預かり、児童福祉の増進を図る。	こども未来課
保育所施設の整備	良好な保育環境を提供するため保育施設の整備を図り、老朽化が進んでいる保育所の整備を行う。	こども未来課
幼稚園振興計画の推進	計画の推進に努めるとともに、平成25年度中に計画の見直しを行い、平成26年度から新たな計画により推進する。	学務課
幼稚園・学校施設の整備	安全・安心な学校環境を確保するため、計画的大規模改修事業を推進する。	学務課

## 第4章 基本施策と今後の取り組み

### 1. 基本目標 ① 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

# すくすくジャパン!

#### (3) 【基本施策】 「①-3 地域子ども・子育て支援事業の充実」

子育て家庭への支援を行うため、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

事業名	事業概要	担当課
一時預かり事業	女性の就労の多様化に伴う非定型保育や保護者の病気等による一時的な保育需要に対応するため、児童を一時的に預かる。	こども未来課
幼稚園の預かり保育	幼稚園における通常の保育時間に加え、時間を延長して保育を行う。	学務課
延長保育事業	保護者の勤務形態の多様化等に対応するため、通常の保育時間を超えて、児童を預かる。 (18:30~19:30)	こども未来課
子育て短期支援事業	保護者が疾病、出産、看護、出張などで、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設において一時的に預かる。	こども未来課

#### (4) 【基本施策】 「①-4 児童の健全育成」

地域において青少年の健全育成に向けて、児童が自主的に参加し、安全に過ごす事ができる居場所づくりの推進に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課
児童館管理運営事業	小中学生を対象にさまざまな体験活動を通じ、青少年間の交流を深めるとともに健全育成を図る。	生涯学習課
図書館事業の推進	児童図書の充実を図るとともに、ボランティアと連携し、毎月第2土曜日に絵本の読み聞かせなどの「おはなしの会」を行う。また、移動図書館車の巡回など子どもの読書活動の推進を図る。	図書館
性教育講座	高校生を対象に命の尊さを学ぶ機会として実施し、自分や相手を大切にできること、自分の命の大切さを伝えていく講座を実施する。	健康推進課



すぐすぐジャパン!

#### 第4章 基本施策と今後の取り組み

##### 2. 基本目標 ② 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり

###### 2. 【基本目標】 「② 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり」

###### (1) 【基本施策】 「②-1 子どもや母親の健康・医療の充実」

妊娠期や出産期等を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図り、子どもの医療体制や救急医療体制の確保や整備に努めます。

事業名	事業概要	担当課
妊婦一般健康診査	受診票14回分を前期と後期の2回に分けて交付し、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図る。	健康推進課
妊産婦訪問	疾病等により支援が必要とされる妊産婦やはじめて子どもを出産した母及びその子、育児不安のある親や養育支援の必要な親に対し、保健師や栄養士が家庭訪問を行なう。	健康推進課
乳幼児健康診査	生後4か月・7か月・12か月の乳幼児と保護者を対象に、問診・身体計測・小児科医師診察・保健指導を行い、心身の発達や育児不安等について支援を行う。	健康推進課
1歳6か月児健康診査	満1歳6か月を超えて2歳に達しない幼児と保護者を対象に、問診・身体計測・小児科医師診察・歯科健診・保健相談等の集団健診を行い、心身や言葉の発達、生活習慣の自立、育児不安等の支援を行う。また、必要に応じ栄養・言葉・歯磨き相談を行う。	健康推進課
3歳児健康診査	満3歳を超えて4歳に達しない幼児と保護者を対象に、問診・身体計測・小児科医師診察・歯科健診・保健相談等の集団健診を行い、心身や言葉の発達、生活習慣の自立、育児不安等の支援を行う。また、必要に応じ栄養・言葉・歯磨き相談を行う。	健康推進課
医療体制の充実 (産婦人科・小児科)	産婦人科医療については、引き続き市立病院が砂川市立病院のサテライト病院として外來診療を行うとともに、小児医療についても市立病院が2次救急を含めた診療を継続することで、市民の医療ニーズに対応する。	健康推進課
救急医療体制の確保	平成20年度から在宅当番医制が廃止され、救急診療窓口が市立病院に一本化されたことから、市民が安心して生活できるよう引き続き美唄市医師会と緊密な連携を図り、休日夜間の救急診療体制を確保する。	健康推進課



#### 第4章 基本施策と今後の取り組み

##### 2. 基本目標 ② 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり

すぐすぐジャパン!

###### (2) 【基本施策】 「②-2 子育てに配慮した環境の充実」

子育てに関する悩みや負担を抱える保護者への支援が求められています。子育て中の心配事や不安を軽減し、安心して子育てができるような取り組みとして、子育て支援センター事業の推進や移動子育て支援の充実を図り、地域に異年齢や多世代の交流を図る事業を行い、「子育て・子育ち」を支えていきます。

事業名	事業概要	担当課
子育て支援センター事業の推進	子どもと家庭に関する様々な問題を総合的に対応するため、子育ての広場事業、こども療育広場事業、子育て相談事業を実施する。	こども未来課
移動子育て支援	子育て指導員が出向き、へき地保育所や施設を利用して、在園児が地域との交流を図る。	こども未来課
地域子育て拠点支援事業	異年齢や多世代交流を図る取り組みを実施し、地域全体で「子育て・子育ち」を支えることを目的に「あえ～る広場」(道営住宅中央公園団地会場)「ひがしふくし広場」(東福祉会館)を開設し事業を実施する。	こども未来課



# すぐすぐジャパン!

## 第4章 基本施策と今後の取り組み

### 2. 基本目標 ② 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり

#### (3) 【基本施策】 「②-3 障がい児施策の充実」

障がいを持っているお子さんや、発達支援を必要とする乳幼児への支援の充実に当たっては、乳幼児健診をはじめとする母子保健事業を通じて、早期療育に努めています。

また、保育所・幼稚園において障がい児保育等を実施し、こども療育広場との並行通園をする中で、園との連携を深め、お子さんに関わる関係者への支援を行うとともに、就学前から就学移行への切れ目のない支援体制づくりを行います。

支援の必要な乳幼児の早期療育の充実に向けて「気になる」段階から、発達に応じた適切な支援を断続的に計画的に提供する体制づくりを目指します。

事業名	事業概要	担当課
こども療育広場事業	歩き始めがゆっくりだった、ことばが出るのが遅かった、お友達と関わって遊ぶことが難しいといった様子が見られる乳幼児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行う。	こども未来課
障がい児保育事業	集団生活を行っていくうえで配慮や支援が必要な児童が保育所に通所し、心身の成長発達を促す。	こども未来課
特別支援教育振興事業	特別支援学級の教育環境を整えるため、必要とされる環境整備に努めるとともに、市内小中学校における特別支援学級在籍児童生徒の交流、体験事業に引き続き取り組む。	学務課

## 第4章 基本施策と今後の取り組み

### 2. 基本目標 ② 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり

#### (4) 【基本施策】 「②-4 食育の推進」

食育の推進にあたっては、食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、子どもの参加型の農業体験や調理の体験などの取り組みを推進し、食の大切さを伝えていきます。

事業名	事業概要	担当課
食育の推進	美唄市食育推進計画に沿って、行政や市民、生産者、各事業者などが相互に連携し、食育推進に取り組む。	農政課
親子の食育事業	保育所・幼稚園に通う子どもとその親を対象に、調理の体験を通して、手作りの美味しさや楽しさを実感することで、親子の豊かで健康的な食生活への気づきにつなげることを目的とする。年1回、市立保育所・幼稚園に、食生活改善推進員が出向き食育を推進する事業を行う。	健康推進課
学童クッキング	低学年のうちから食への興味を持つように、中央・東小学校区の学童児童を対象に、月1回簡単な料理やおやつの調理実習を栄養士・食生活改善推進員とともに実施。また、南美唄小学校区の学童児童を対象に、長期休暇時、調理実習や交流の体験を実施。年数回、体力づくりを目指して、遠足、そとあそび・雪遊びを運動推進員を中心となって実施。	健康推進課
旬の料理教室	尚栄高校の学生を対象に、自分の心身の健康と栄養について考える機会として、年1～2回、地域の人と交流しながら栄養士・保健師・食生活改善推進員とともに調理実習などを行う。	健康推進課



# すぐすぐジャパン!

## 第4章 基本施策と今後の取り組み

### 3. 基本目標 ③ 子ども・子育てを地域で応援する環境づくり

#### 3. 【基本目標】 「③ 子ども・子育てを地域で応援する環境づくり」

子どもがすこやかに成長するため、地域の人達が子育て支援に対する関心や理解を深め、協力し、子どもや子育て家庭を見守り、関わっていく取り組みを進めていきます。

##### (1) 【基本施策】 「③-1 子育て支援ネットワーク作り」

子どもがすこやかに成長するため、地域の人達が子育て支援に対する関心や理解を深め、協力し、子どもや子育て家庭を見守り、関わっていく取り組みを進めていきます。

事業名	事業概要	担当課
子育て地域ささえあい事業	子育てボランティア育成のためのサポーター講習会の開催や、市内の団体・有志等が実行委員会を組織して、親子と多世代交流を図るイベント「ひばいっ子フェスティバル」の運営、びばいせわづき・せわやき隊(登下校の見守り)やファミリーサポート「ゆりかご」(預かり)の側面的支援、主任児童委員との協働による「おおきくな~れびばいっこ訪問事業」(乳児訪問)などの事業を展開し、地域子育て支援を推進していきます。	こども未来課
地区ふれあい事業	地区の小学校、保健推進員、食生活改善員、主任児童委員等と連携を図り、豊かな食文化や昔遊びの伝承、成長期の生活習慣病を予防する運動環境など、子どもが健やかに育つことを目的に、「東地区めだかの学校」「中央小学校区世代間交流グーチョキバー」などを実施していきます。	健康推進課 生涯学習課 こども未来課

## 第4章 基本施策と今後の取り組み

### 3. 基本目標 ③ 子ども・子育てを地域で応援する環境づくり

#### (2) 【基本施策】 「③-2 児童虐待防止対策の充実」

児童虐待防止の対策に向け、福祉、保健、医療などの関係機関と連携しながら、保護者の育児不安に対する相談体制の整備などを図ります

事業名	事業概要	担当課
子ども虐待防止ネットワークの連携強化	地域ケア会議子育て部会(要保護児童対策地域協議会)において、児童相談所、民生委員、家庭児童相談員、警察等の関係機関と相互の緊密な連携を図り、児童虐待の事例を検討し、迅速に対応する。虐待問題に关心を向けてもらうため、広く市民に向けて、啓発活動を行ないながら、防止を図る。	こども未来課
子ども相談事業の推進	育児・子育てや健康・医療、児童虐待、DV、障がい、不登校、非行など様々な子どもに係わる相談に、専門の相談員が総合的に対応する。専任指導員による電話やメールでの相談も実施する。	こども未来課 生涯学習課

#### (3) 【基本施策】 「③-3 子どもの安全な環境の確保」

子どもを交通事故や犯罪から守り、安心して生活ができる環境づくりを推進します

事業名	事業概要	担当課
都市公園施設再整備事業	公園利用者の安全性を確保するため、老朽化の進む公園施設の調査・点検を実施し、修繕・改修計画を作成しています。公園内のトイレ、フェンス、遊具等の修繕や塗装、撤去を行なながら、安全確保のため随時更新する。	都市整備課
除排雪事業(通園・通学路の確保)	子どもが安全に登園・降園や登下校するため、通園、通学路の優先的除雪に努めます。	都市整備部課
放課後児童対策の事業の充実	小学生の放課後対策及び保護者の仕事と子育ての両立支援を行うため、市内の全ての小学校に放課後児童施設を設置しています。平成27年度からは、対象学年を6年生まで受け入れます。	生涯学習課



# すぐすぐジャパン!



## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

### 1. 地域子ども・子育て支援事業

#### 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

##### 1. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となります。美唄市では、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

##### 子ども・子育て支援給付

###### ■ 施設型給付

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所

###### ■ 地域型保育給付

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

###### ■ 児童手当

##### 地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 放課後児童クラブ
- ⑪ 妊婦健診
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

図 5-1 新制度における事業の体系



## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

### 2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定します。

#### ■ 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前教育児童（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 地域型保育

#### ■ 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして美唄市が定める事由
区分※	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 （利用時間は11時間の開所時間に相当） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（利用時間は8時間） （本市では、保護者の就労時間の下限時間を48時間以上と設定）
優先利用	○ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子どもなど

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。





## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

### 3. 施設型給付

#### 3. 施設型給付

##### a) 幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

表 幼稚園の年度別見込量と確保提供量（人）

	現状	推計				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
①推計利用者	185	169	169	169	169	169
1号認定	180	151	153	153	153	154
2号認定	5	18	16	16	16	15
②確保提供量	245	245	245	245	245	245
差異（②-①）	60	76	76	76	76	76

#### 【確保の方策】

##### <現状>

現在市内に3園（公立1園、私立2園）が設置されています。

##### <今後の見通し>

幼稚園については、ニーズに対して提供可能な体制がとれています。今後需要の増加は見込まれませんが、増加した場合でも、対応可能な範囲と見込まれます。

## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

### 3. 施設型給付

#### b) 認可保育所等

保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

表 認可保育所等の年度別見込量と確保提供量（人）

	現状	推計				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
①推計利用者	253	339	324	319	314	307
2号認定	178	178	167	166	164	160
3号認定（0歳）	6	45	43	42	42	41
3号認定（1, 2歳）	69	116	114	111	108	106
②確保提供量	315	315	315	315	315	315
2号認定	249	249	241	241	241	241
3号認定（0歳）	6	6	6	6	6	6
3号認定（1, 2歳）	60	60	68	68	68	68
差異（②-①）	60	-24	-9	-4	1	8

#### 【確保の方策】

##### <現状>

- 公立認可保育所が3カ所（中央、東、西）設置されています。
- 公立へぎ地保育所が3カ所（峰延、茶志内双葉、進徳）設置されています。
- 0～2歳児のニーズが増加傾向にありますか、全体の入所率は減少しており、現在は待機児童はありません。

##### <今後の見通し>

ニーズ調査の推計では確保量が不足する年度が見込まれますが、保育所間での調整を図り弾力的に対応していきます。また、平成28年度の公立認可3保育所（中央、東、西）の統合に向けて、未満児の定員数を見直すなど、ニーズに対応していきます。





## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

### 4. 地域型保育給付

#### c) 認定こども園

幼稚園と認可保育所が併設し、地域における子育て支援機能を備えた施設です。  
基本的に幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。

表 認定こども園の年度別確保提供量（人）

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①確保提供量	35	35	35	35	35	35
1号認定	5	5	5	5	5	5
2号認定	24	24	24	24	24	24
3号認定（0歳）	0	0	0	0	0	0
3号認定（1, 2歳）	6	6	6	6	6	6

#### 【確保の方策】

#### <現状>

- 保育所型認定こども園が1施設（南美唄地区）となっております。
- 短時間保育の定員は5名で申込が多い場合は南美唄地区の児童を優先しています。
- 子育て支援の場としてだけではなく、幅広い世代間交流の場としての役割を担っています。

#### <今後の見通し>

市内の幼稚園が充実していることから、現在の短時間保育（幼稚園機能）の定員5名体制を維持しながらニーズに対応していきます。

### 4. 地域型保育給付

#### a) 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人のものです。

#### 【確保の方策】

#### <現状>

- 設置なし。既存の保育所の定員で確保できると考えます。
- ※市内には私立の認可外保育施設が2カ所あります。



## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

### 5. 地域子ども・子育て支援事業

#### b) 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

#### 【確保の方策】

#### <現状>

- 設置なし。既存の保育所の定員で確保できると考えます。

#### c) 事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

#### 【確保の方策】

#### <現状>

- 該当事業がありません。

※市内には従業員のみを対象とした事業所内保育施設が3カ所あります。

#### d) 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。

#### 【確保の方策】

#### <現状>

- 該当事業がありません。

### 5. 地域子ども・子育て支援事業

#### a) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。



## 【確保の方策】

&lt;現状&gt;

- 該当事業がありません。
- 子育て相談事業として、家庭児童相談員と連携し子育て支援員による相談事業を行っています。

&lt;今後の見通し&gt;

本市では現在、子育て支援センターにおいて子育てに関する相談、保育サービス等の情報提供や手続きが可能な状況にあることから、今後もその提供体制を継続しながら、ニーズに対応していきます。

## b) 地域子育て支援拠点事業

主に未就学児とその保護者を対象に、親子同士が交流するための場を設置し、遊びなどさまざまな催しを実施したり、子育てに関する相談や子育て情報の提供を行う事業です。

表 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供量（人回/月）

	現状	推計				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H31年度
①利用者推計	523	650	636	620	606	594
②確保提供量	523	650	636	620	606	594
差異（②-①）	0	0	0	0	0	0

## 【確保の方策】

&lt;現状&gt;

- 子育て支援センターはみんなでは、子どもと家庭に関する様々な問題を総合的に対応するため、子育ての広場事業、こども発育広場事業、子育て相談事業の実施を行っています。
- 地域子育て支援センター事業として、子育て中の親子の総合的な支援を図るため、地域の保育所等を利用して、親子の身近な交流の場の提供等を実施しています。

&lt;今後の見通し&gt;

現在、子育て支援センターほか地域の集会施設等も活用して事業を実施しており、これからも地域の実情を勘案しながらニーズに対応していきます。



## c) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

表 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と確保提供量（人/年）

	現状	推計				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H31年度
①利用者推計	48	53	51	50	49	48
②確保提供量	48	53	51	50	49	48
差異（②-①）	0	0	0	0	0	0

## 【確保の方策】

&lt;現状&gt;

- 主任児童委員と子育て支援センター職員で生後4か月～7か月末満の乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みを聞いたり、子育てに関する情報提供を行う事業を実施しています。

&lt;今後の見通し&gt;

現在の供給体制を維持しながら、子育て家庭と地域がつながると取り組みを継続していきます。

## d) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

表 養育支援訪問事業の年度別見込量と確保提供量（人/年）

	現状	推計				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H31年度
①利用者推計	223	220	220	220	220	220
②確保提供量	223	220	220	220	220	220
差異（②-①）	0	0	0	0	0	0



# すぐすぐパン

## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開 5. 地域子ども・子育て支援事業

### 【確保の方策】

#### <現状>

○本市では、健康推進課において、育児に対する不安孤立感を抱える家庭や家族の健康問題など様々な要因で養育支援が必要な家庭に対し、保健師の訪問や子育て支援センター・保育所・幼稚園等の関係機関とも連携しながら支援を実施しています。

#### <今後の見通し>

現在の供給体制を維持しながら親子の課題やニーズに応じて柔軟に対応しています。

#### e) 子育て短期支援事業

保護者の方が入院などで一時的にお子さんの養育ができなくなったとき、お子さんをお預かりするものです。なお、ご利用は宿泊を伴う場合に限ります。

表 子育て短期支援事業の年度別見込量と確保提供量（人日/年）

	現状	推計				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
①利用者推計	14	102	99	97	95	93
②確保提供量	14	102	99	97	95	93
差異（②-①）	0	0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

#### <現状>

○保護者が一時的に家庭で養育できない場合、原則7日間を限度に利用できる事業です。本市では、市内の里親、近隣市町の養護施設、里親に事業を委託し、実施しています。

#### <今後の見通し>

ニーズに対しての確保は現在の委託先3か所で対応が可能と考えており、今後も現在の供給体制を確保し、ニーズに対応していきます。

## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開 5. 地域子ども・子育て支援事業

# すぐすぐパン

### f) 一時預かり事業(保育所等)

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、保育所ではお子さん（乳幼児）の一時預かりを行っています。育児による疲労・ストレスなどを感じた場合もご利用できます。このほか、子育て短期支援事業として、平日夜間や休日にお子さんをお預かりするトワイライトステイ事業も当該事業に該当します。

表 一時預かり事業（保育所）の年度別見込量と確保提供量（人日/年）

	現状	推計				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
①推計利用者	755	836	836	836	836	836
一時預かり事業	750	800	800	800	800	800
子育て短期支援事業 (トワイライト事業)	5	36	36	36	36	36
②確保提供量	755	836	836	836	836	836
一時預かり事業	750	800	800	800	800	241
子育て短期支援事業 (トワイライト事業)	5	60	68	68	68	68
差異（②-①）	0	0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

#### <現状>

○東保育所の1施設で実施しています  
○トワイライトステイは3施設（市内の里親、近隣市町の養護施設、里親）に事業を委託し、実施しています。

#### <今後の見通し>

ニーズは充分に確保されていますが、保育所一時預かりの需要が増加するようであれば、適正な職員配置を検討していきます。平成28年度の公立認可3保育所の統合により、需要の増加等のニーズに弾力的に対応することが出来ると考えます。





第5章 子ども・子育て支援施策の展開  
5. 地域子ども・子育て支援事業

g) 一時預かり事業(幼稚園)

幼稚園における通常の保育時間に加え、時間を延長して保育を実施しています。

表 一時預かり事業(幼稚園)の年度別見込量と確保提供量(人日/年)

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計	3,860	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
②確保提供量	3,860	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

- 現在、3園(公立1か所、私立2か所)で行っており、確保については充足しています。

<今後の見通し>

幼稚園の一時預かり事業については、ニーズに対して提供可能な体制がとられています。今後需要の増加は見込まれませんが、増加した場合でも対応可能な範囲と見込まれます。

h) 一時預かり事業(ファミリー・サポート・センター等)

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と援助を行うことを希望する者(提供会員)が地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織、有償ボランティアをする事業です。

表 一時預かり事業(ファミリー・サポート・センター等)の年度別見込量と確保提供量(人日/年)

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計	0	0	0	0	0	0
②確保提供量	0	0	0	0	0	0
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

- 実施事業がありません。

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

5. 地域子ども・子育て支援事業



<今後の見通し>

今後ファミリーサポートセンターを設置する予定はありませんが、本事業に類するものとして、ファミリーサポートゆりかごが「預かり託児サービス」を実施しており、今後もその活動を支援していきます。

i) 延長保育事業

保護者の勤務形態の多様化等に対応するため、通常の保育時間(11時間)を超えて児童を預かる延長保育を実施しています。

表 延長保育事業の年度別見込量と確保提供量(人/年)

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計	29	137	132	129	127	125
②確保提供量	29	137	132	129	127	125
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

- 公立3保育所及び認定こども園の1施設で実施しています。
- 延長時間は1時間です。

<今後の見通し>

ニーズは充分に確保されていますが、延長保育の需要が増加するようであれば、適正な職員配置を検討していきます。また、平成28年度の公立認可3保育所の統合により、需要の増加等のニーズに弾力的に対応することが出来ると考えます。

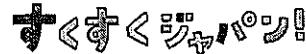
j) 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育所・幼稚園での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない時に一時的に保育する施設です。

表 病児・病後児保育事業の年度別見込量と確保提供量(人日/年)

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計	0	375	357	351	345	338
②確保提供量	0	0	0	0	0	0
差異(②-①)	0	-375	-357	-351	-345	-338





第5章 子ども・子育て支援施策の展開  
5. 地域子ども・子育て支援事業

【確保の方策】

<現状>

- 実施事業がありません。

<今後の見通し>

医療機関等に附設された場においての病後児保育をめざし、各関係機関と調整を図ります。

k) 放課後児童健全育成事業

仕事などにより、昼間保護者が家庭にいないお子さん（小学1～6年生）を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

表 放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供量（人/年）

	現状		推計			
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計	132	151	148	141	136	130
②確保提供量	205	205	205	205	205	205
差異（②-①）	73	54	57	64	69	75

【確保の方策】

<現状>

- 現在、市内のすべての小学校区（5か所）において事業を実施しています。

<今後の見通し>

現状、定員未満の利用となっていることから、現在の供給体制を維持しながらニーズに対応していきます。

l) 妊婦一般検診事業

妊娠の健康の保持及び増進を図るために、妊娠に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

第5章 子ども・子育て支援施策の展開  
5. 地域子ども・子育て支援事業

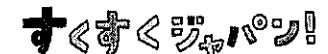


表 妊婦一般健康診査事業の年度別見込量と確保提供量（人/年）

	現状		推計			
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計	2,095	2,095	2,095	2,095	2,095	2,095
②確保提供量	2,095	2,095	2,095	2,095	2,095	2,095
差異（②-①）	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

- 本市では妊婦一人につき、妊娠健康診査費用の一部が助成される受診票を14枚と超音波検査受診票6枚を交付しています。項目等については、北海道の協定に基づき実施しています。また、道外で出産予定の妊婦に対しても、出産後本人に対し助成の範囲内で償還払いを行っています。

<今後の見通し>

今後も妊婦一般健診受診券の交付により、受診に繋がり、母体及び胎児の健康を守る取り組みを継続していきます。

m) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業（法定）

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 該当事業がありません。
- 保育所保育料については、減免基準を設けて、児童が属する世帯が疾病、災害等で収入状況が著しく減少した場合は申請により保育料の減免制度があります。





<今後の見通し>  
実施予定なし

- n) 多様な主体が参画することを促進するための事業（法定）  
待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

【確保の方策】

<現状>

○該当事業がありません。

<今後の見通し>  
待機児童がないため、現状の保育施設で対応できないものに対しては手段を講じていきます。



#### 6. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策

##### (1) 認定こども園の普及について

認定こども園は、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れることができ、子育て親子と地域住民との交流の促進など地域における子育て支援機能も有している施設です。

就学前の子どもたちについては、保護者の生活スタイルにかかわらず、地域の実情に応じた良質な環境が同様に提供されることが重要となります。

本市においては、幼稚園の提供体制は充足されている一方、3歳未満児の保育ニーズは増加している状況ではありますが、施設の形態に関しては、幼児数の推移や地域の実態を勘案し、総合的に検討していくこととします。

##### (2) 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進

乳幼児期の発達は連続性を有するものであり、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期もあります。

集団の中での遊びや体験を通して「生きる力」を育む質の高い教育・保育を提供するとともに、地域の方々とのふれあいや関わりを通して子どもの育ちや学びを保障する取り組みを進めています。

##### (3) 幼稚園、保育所、小学校等の連携の推進

妊娠、出産期からの切れ目のない支援や幼児の成長に必要な教育・保育の内容を保障するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の相互交流のほか、子育て支援に関わる関係機関との連携も進めています。



#### 第6章 計画の推進について

##### 1. 地域・家庭・行政の協働による推進

本計画の着実な推進のためには、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

また、市と、地域・関係機関・関係団体の様々な立場の方たちとの役割分担や協働が不可欠です。

そして、市民一人ひとりの皆様にご協力いただきながら進めていくこともあります。

市におきましては、関連する計画も複数であり、様々な部署において取り組む施策があります。

行政内部での情報の共有化、連携にこれまで以上に力をいれていくことが、この計画の効率的で着実な推進につながります。また、市が優先的、重点的に取り組むべき事項を明確化することも重要です。そのうえで、地域の方々や地域の子育て支援にかかる貴重な活動との役割分担を適切に行うことで、子育て・子育ちにかかる多様なニーズに対応したきめ細かで柔軟な、子育て支援が可能となります。

関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

さらに、様々な状況のもとで子育てを行う家庭への支援に、的確に対応していくためには、国や道、児童相談所など、多くの関係機関との連携の強化も重要です。

本計画の実施状況は「美唄市次世代育成支援推進委員会」で点検を行うとともに、その後の対策についても広く市民の意見を反映させながら、計画の円滑な進行管理を行っていきます。

##### 2. 事業計画の周知方法

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めています。

##### 3. 計画の進捗状況の公表

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等については、毎年度、点検・評価し、必要に応じて見直しをしていきます。次世代育成支援行動計画と同様、市はその結果を市民に公表し、これに基づいて必要な措置を講じます。



## 意見提出用紙

パブリック・コメント手続実施責任者 こども未来課長 平野 由紀子  
TEL. 0126-62-3147 Fax. 0126-62-1088

### 美唄市子ども・子育て支援事業計画の策定について（素案）

○氏名又は名称 \_\_\_\_\_

○住所又は所在地 \_\_\_\_\_

※住所が市外の場合、次のうち該当するものを選んでください。

市内在勤（事業所等の名称・所在地 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_)

市内在学（学校の名称・所在地 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_)

納税義務者（納税している市税の種類 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_)

利害関係者（具体的な利害関係 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_)

○連絡先（電話）\_\_\_\_\_（メールアドレス）\_\_\_\_\_

※上記の記述がないものは受付できませんので、ご注意ください。

これらの情報は公表しません。

### 【ご意見】